



手当につきましても、俸給と同様月額に改めることいたしました。

第三に、防衛大学校の学生に対する学生手当につきましても、初任給の引上げに対応して増額を行うこととした

ました。

第四に、任期制自衛官に対する退職手当につきまして、公務災害により退職しましたは死亡した場合の最低保障額を引き上げることとし、また離続任用の回数がすでに三回以上に及ぶ場合の支給割合を改めることといたしました。

この法律案は、以上の趣旨に基き防衛厅職員給与法及び関係法律の改正を行おうとするものであります。本年四月一日から施行することとし、國家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律等に関連する改正規定は、その関連する法律の施行の日から施行することいたしておりました。が、衆議院におきまして、公布の日から施行し、本年四月一日から適用することに修正されております。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛成下さいますようお願い申し上げます。

○委員長(永岡光治君) 次に、恩給法の一部を改正する法律案について説明を求めます。

○政府委員(松野耕三君) ただいま議題となりました恩給法の一項を改正する法律案につきまして、その提案理由及び概要を御説明申し上げます。

戦没軍人遺族ならびに戦傷病者の待遇の改善と老齢退職公務員の待遇の向上につきましては、一昨年六月設置された臨時恩給等調査会の答申に基

づき昨年法律第二百二十四号をもつて公布されました恩給法等の一部を改正する法律により所要の措置を講じた次第であります。

ところでは、戦傷病者の恩給上の処遇につきましては、現在の傷病恩給は外形の症状に重点が置かれ、内部疾患については軽視の傾きがあるとの同調査会からの御指摘がありましたのにかんがみ、昨年三月以来傷病恩給症状等差わし検討をお願いしておりますが、その結果が同年九月三十日政府に報告されましたので、政府は今回、この報告をもととして傷病恩給に因し必要な法的措置をとらうとするものであります。

その第一点は、内部疾患の査定基準を定めようとするものであります。肺結核、精神障害等のいわゆる内部疾患につきましては、従来、恩給法別表第一号表ノ二または同別表第一号表ノ三に掲げる精神的または身体的作業能力の制限という抽象的な規定を類推解釈して妥当と認められる増加恩給または傷病年金を給与して参ったのであります。

この法律案につきましては、衆議院において自由民主党提案により修正が加えられ、有期の傷病恩給の期間については現行通りとともに、生殖機能を喪失した者については退職後の養育についても家族加給の対象とされましたので、申し添えます。

その第二点は、有期の増加恩給によって、症状の実態に即する適切なる給与を行うことができるようになります。

○委員長(永岡光治君) 次に、農地被買受者問題調査会設置法案について説明を求めます。

この法律案につきましては、增加恩給の期間「五年」を「三年以内」に改めようとするものであります。現行法におきましては、增加恩給又は傷病年金の裁定をするにあたり、内部疾患のように長期に亘りて症状に動きのあるものにつき

ましては、五年の期間を定めた恩給を給与し、五年目ごとに再調査をするとともに、その結果をもとに再び恩給を定めます。そこで、内部疾患の療法が変化し、疾病的経過が長いもの等、多種多様の形をとつてゐるときに、すべての疾患について恩給を給することと五年を単位として恩給を給することとは、実情にそぐわないものがあります。そこで、恩給の査定が常に疾病的消長に対応するようにするため、不具廐疾の程度に変動のあるべきことの認められるようなものについては、三年以上五年以内の期間を定めて合理的な恩給を給するようになります。

以上が、この法律案の提案の理由及び概要であります。何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御賛同あらんことをお願いいたします。

なほ、この法律案につきましては、衆議院において自由民主党提案により修正が加えられ、有期の傷病恩給の期間については現行通りとともに、生殖機能を喪失した者については退職後の養育についても家族加給の対象とされましたので、申し添えます。

次に、本法律案の概要を御説明申し上げます。農地被買受者問題調査会の任務は、内閣総理大臣の諮問に応じ、農地改革により農地を買収された者に上げます。農地被買受者問題調査会についての社会的な問題を調査審議することであります。

調査会は、二十人以内の委員で組織されます。農地被買受者問題調査会の構成は、おおむね二年を以降にその結論を得たい考え方など

的変革でありましたため、従来の社会的経済的基本が大幅に変更され、その際農地を買取された者に関するもの、つまりは、農地改革の副次的結果ともいべき被買受者に関する社会的な問題について、その実情を明らかにするとともに、要すれば所要の措置を講じて参りたいと思われます。

言うまでもなく、農地改革は、正当な法律に基いて正當に行われたことであります。何とぞ慎重御審議の上、の際農地を買取された者に関するもの、つまりは、農地改革の副次的結果ともいべき被買受者に関する社会的な問題について、その実情を明らかにするとともに、要すれば所要の措置を講じて参りたいと思われます。

以上申し上げましたような見地から、この際、総理府に、その附属機関として、農地被買受者問題調査会を設置し、広く各界の学識経験者の意見を聞き、農地改革により農地を買取された者に関する社会的な問題を調査し、何らかの措置を講ずる要があるかないかを審議することといたしました。

以上申し上げましたような見地から、この際、総理府に、その附属機関として、農地被買受者問題調査会を設置し、広く各界の学識経験者の意見を聞き、農地改革により農地を買取された者に関する社会的な問題を調査し、何らかの措置を講ずることとし、別途所要の法律案を提出して御審議を願うことといたしました。

○政府委員(佐野廣君) ただいま議題となりました特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由とその概要を説明者として認めたいと思います。

政府は、今回、一般職の職員につきまして、昭和三十四年十月一日以降暫定手当の一部を俸給に繰り入れる措置を講ずることとし、別途所要の法律案を提出して御審議を願うことといたしました。

○政府委員(佐野廣君) ただいま議題となりました農地被買受者問題調査会設置法案について説明を求めます。

○政府委員(佐野廣君) ただいま議題となりました農地被買受者問題調査会設置法案についてその提案の理由を御説明申し上げます。

戦後のわが国の農業生産力の発展に對して、農地改革の寄与しておりますことは、まさに大きいのであります。六月三十一日といつておりますが、反面、これが非常に大きな社会

以上が、この法律案を提案する理由であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決下さいますようお願ひする次第であります。

○委員長(永岡光治君) 次に、特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案について説明を求めます。佐藤大蔵政務次官が予算委員会に出席をいたしておりますが、本委員会に出席困難の旨報告がありましたが、特に、佐野大蔵政務次官を代理としての説明者として認めたいと思います。

政府は、今回、一般職の職員につきまして、昭和三十四年十月一日以降暫定手当の一部を俸給に繰り入れる措置を講ずることとし、別途所要の法律案を提出して御審議を願うことといたしました。

○政府委員(佐野廣君) ただいま議題となりました特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由とその概要を説明申し上げます。

政府は、今回、一般職の職員につきまして、昭和三十四年十月一日以降暫定手当の一部を俸給に繰り入れる措置を講ずることとし、別途所要の法律案を提出して御審議を願うことといたしました。

○政府委員(佐野廣君) ただいま議題となりました農地被買受者問題調査会設置法案についてその提案の理由を御説明申し上げます。

調査会は、おおむね二年を以降にその結論を得たい考え方など

以上が、この法律案を提案する理由及びその概要であります。何とぞ御審議

の上すみやかに御賛成下さいますようお願いいたします。

○委員長(永岡光治君) 次に、行政機関職員定員法の一部を改正する法律案

について説明を求めます。山口行政管理局長官が出張中でありますと、当委員会に出席不可能でありますので、特に許しまして、濱野行政管理政策次官の代理を認めます。

○政府委員(濱野清吾君) ただいま議題となりました行政機関職員定員法の一部を改正する法律案の提案理由について御説明いたします。

今回提案いたしました行政機関職員定員法の一部を改正する法律案は、昭和三十四年度における各行政機関の事業予定計画に即応して、必要やむを得ない事務の増加に伴う所要の増員を行いますとともに、業務の縮小等に伴うものであります。

次に、法律案の内容について申し上げますれば、今回の改正によりまして、第二条第一項の表における各行政機関の職員の合計六十七万四千百四十四人に対しまして、結局五千五百十七人を増加いたしまして、合計六十七万九千六百六十一人といたしました。

増員及び減員の内容につきましては、別に詳しく述べますが、増員のおもなものといたしましては、科学技術省附属の研究所の整備拡充等学年進行、学部の増設等に伴うもの六百二十六人、郵便取扱業務量の増加に伴うもの二千五十五人、電気通信施設

の拡張に伴うもの千九百十七人、道路事業の増加に伴う増三百八十人等があ

りますが、いずれも業務の増加、拡張に伴う必要やむを得ないものであります。

なお、事業計画に伴う減員となるお

るものといたしましては、郵政省の電信電話業務を日本電信電話公社の直轄に移管することに伴うもの五百八十

人、調達庁の行なっております駐留軍施設等の提供業務の減少によるもの三百二十人等があります。

次に、この改正法律は四月一日から施行することといたします。

以上がこの改正法律案のおもな内容であります。

何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

○委員長(永岡光治君) 速記をとめ

て。〔速記中止〕

○委員長(永岡光治君) 速記を起して下さい。

次にただいま説明を聴取いたしまし

た法律案のうち、恩給法の一部を改正する法律案及び行政機関職員定員法の一部を改正する法律案につきまして

機関の職員の合計六十七万四千

百四十四人に対しまして、結局五千五

百十七人を増加いたしまして、合計六

十七万九千六百六十一人といたしました。

増員及び減員の内容につきましては、別に詳しく述べますが、増員のおもなものといたしましては、科学技術省附属の研究所の整備拡充等学年進行、学部の増設等に伴うもの六百二十六人、郵便取扱業務量の増加に伴うもの二千五十五人、電気通信施設

及び傷病年金について、その期間五年を、三年以上五年以内に改めようとするものであります。これを從来の通

り五年とするため、その改正部分を削除しようとするとものであります。傷病

関係恩給におきまして、いわゆる内部

疾患に対する従来の裁定基準が、症状の実態に即して適切でなかつた点を改めようとするならば、その裁定基準を

明らかにすれば足りるのであって、有期の增加恩給及び傷病年金の期間五年

を、三年以上五年以内に改めることは意味をなさないと信ずる次第であります。

ことに、現在、五年の期間中に傷病の程度が重くなれば、さらに裁定を受けなおすことができるのではありません。

第二は、増加恩給受給者の扶養家族加給に廻する点であります。第二十八回国会における恩給法の一部改正によ

りまして、増加恩給受給者については、退職後出生した未成年の子でありましても、四人までには、その受給者によつて生計を維持するか、またはこれと生計をともにしていれば、扶養家族として加給が認められるようになつたのであります。増加恩給受給者の中には、公務による傷病、疾病によつて生殖機能を廃し、やむを得ず養子縁組をするので、衆議院内閣委員会の代表者から、修正趣旨の説明を聴取いたしたい

と存じます。衆議院議員岡崎英城君は、衆議院におきましていざもその内容に相当の修正が加えられておりま

すので、衆議院内閣委員会の代表者が、修正趣旨の説明を聴取いたしたい

と存じます。衆議院議員岡崎英城君は、衆議院における恩給法の一部を改正する法律案につきまして

機関の職員の合計六十七万四千

百四十四人に対しまして、結局五千五

百十七人を増加いたしまして、合計六

十七万九千六百六十一人といたしました。

増員及び減員の内容につきましては、別に詳しく述べますが、増員のおもなものといたしましては、科学技術省附属の研究所の整備拡充等学年進行、学部の増設等に伴うもの六

百二十六人、郵便取扱業務量の増加に伴うもの二千五十五人、電気通信施設

正案は昭和三十四年四月一日となつておりますので、すでに四月一日を過ぎておりますので、これを公布の日とし、四月一日から適用するとするものであります。

行政機関職員定員法の一部を改正する法律案に対する衆議院の修正部分について御説明申し上げます。

御承知のように、現在行政機関職員定員法のワク外にある常勤労務者中、

その職務の性質及び勤務の実態において、定員法上の職員とほとんど異ならぬものが多数に上つております。

これらの定員外職員の定員化問題は、これまでの定員外職員の定員化問題において、定員法上の職員とほとんど異なります。

質疑のおありの方は、順次御発言願います。

ちょっとと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(永岡光治君) 速記を起して下さい。

次にただいま説明を聴取いたしま

た法律案のうち、恩給法の一部を改正する法律案及び行政機関職員定員法の一部を改正する法律案につきまして

機関の職員の合計六十七万四千

百四十四人に対しまして、結局五千五

百十七人を増加いたしまして、合計六

十七万九千六百六十一人といたしました。

増員及び減員の内容につきましては、別に詳しく述べますが、増員のおもなものといたしましては、科学技術省附属の研究所の整備拡充等学年進行、学部の増設等に伴うもの六

百二十六人、郵便取扱業務量の増加に伴うもの二千五十五人、電気通信施設

の一部を改正する法律案につきまして

の修正部分について、御説明を申し上

げます。

その要旨は第一に、改正案が、恩給

法第五十条に規定する有期の増加恩給

の上すみやかに御賛成下さいますようお願いいたします。

定資産税管理官、村上労働省労災補償部長、なお、八木委員からは官房長官の出席を要求されておりますが、官房

長官はただいま参議院の本会議に出席中でありますと、午後一時半以後ならば出られるとのことであります。

お委員長において至急出席方を催促いたしている実情でありますので、お含みをおきをいただきたいと思います。御

前回に引き続き質疑を行います。政

府側の出席は、松野総理府総務長官、吉田総理府審議室長、瓜生宮内府次長、山口行政管理局長、説明員として、萩原自治局固

は、明治二十三年に施行されましたものでございまして、非常に古い立法でござります。戦後行政訴訟につきましては、法制が変りました関係で、訴願状況等を、どなたか政府の方に一応御説明をいただきたいと思います。

○政府委員(山口西君) 現在の訴願法は、明治二十三年に施行されましたものでございまして、非常に古い立法でござります。戦後行政訴訟につきましては、法制が変りました関係で、訴願状況等を、どなたか政府の方に一応御説明をいただきたいと思います。

○委員長(永岡光治君) 速記を起して下さい。

次にただいま説明を聴取いたしま

た法律案のうち、恩給法の一部を改正する法律案及び行政機関職員定員法の一部を改正する法律案につきまして

機関の職員の合計六十七万四千

百四十四人に対しまして、結局五千五

百十七人を増加いたしまして、合計六

十七万九千六百六十一人といたしました。

増員及び減員の内容につきましては、別に詳しく述べますが、増員のおもなものといたしましては、科学技術省附属の研究所の整備拡充等学年進行、学部の増設等に伴うもの六

百二十六人、郵便取扱業務量の増加に伴うもの二千五十五人、電気通信施設

の一部を改正する法律案につきまして

の修正部分について、御説明を申し上

げます。

その要旨は第一に、改正案が、恩給

法第五十条に規定する有期の増加恩給

の上すみやかに御賛成下さいますようお願いいたします。

う理由で、今回提案をし、御審議を願つた次第でございます。

現在実際に行われております訴願制度の実態でござりますが、これはまだいままだ十分に調査ができ上つております。せんけれども、件数といたしましては、二十五年一月から三十年の十月までの調査の資料によりますと、四十一万九千件余でござります。一番多いのは、税法関係の訴願でございまして、これが三十七万九千ございります。次は、旧自作農創設特別措置法関係で約二万、それから社会保険法関係が一万一千、その次は戦傷病者遺族等の援助関係が二千五百といらようなものが主たるものでございます。

○八木幸吉君 そこで、今伺つておりますと、税務関係等大蔵省の関係のものが四十万九千のうち三十七万九千で、ほとんど大部分を占めているわけであります。現在大蔵省にあります、税務訴願審査会、これでこのうちどれくらい処理しておりますか。

○政府委員(山口酉君) ただいま手元にございます資料では、その内訳は不明でございます。

○八木幸吉君 今度できます訴願制度調査会、現在あります税務訴願審査会との、何と申しますか、片一方は根本的なものを調査するということなんでしょうね。仕事の分担はどういうふうになりますか。

○政府委員(山口酉君) 税金の問題は最も訴願制度の一つでございますが、今度の訴願制度調査会におきましては、全部を含めた全体の問題につきまわります。従来の訴願法では、不明確な

も、その解釈にいろいろ疑問な点がござります。さらに訴願裁決書につきましても不明確な点がござります。そ

うふうな問題とか、さらに教示制度をとるかどうか、教示制度と申しますのは、訴願することができるということ行政処分の際に通告をする。教える制度でござります。そういうふうな制度をとるかどうかというようなことにつきまして、いろいろと論議がござります。そういう根本的な問題につきましては、すべて税法関係も含めまして訴願制度調査会でやりたいという考え方であります。

○八木幸吉君 大臣の名前でやりますか。○政府委員(山口酉君) 本省は農地局です。

○八木幸吉君 「委員長退席、理事松岡平市君着席」です。

〔委員長退席、理事松岡平市君着席〕

〔委員長退席、理事松岡平市君着席〕

中で、約十九万八千が訴願が認められました、訴訟に持つていつたのがその中で約二千五百件、残りの二十一万は却下もしくは取り下げた。こういうふうに私が調べてもらつたのではなくておるのですが、この訴願を認めるとか、訴訟に持つていくとかといったのが、一休税関係ではどこでそれをやるか、あるいは自作農の関係ではどこでそれをやるか、この訴願を認めると、いろいろな問題を決するか、簡単だけつこうですか

○八木幸吉君 現在の四十一万九千の中でも、約十九万八千が訴願が認められました、訴訟に持つていつたのがその中で約二千五百件、残りの二十一万は却下もしくは取り下げた。こういうふうに私が調べてももらつたのではなくておるのですが、この訴願を認めるとか、訴訟に持つていくとかといったのが、一休税関係ではどこでそれをやるか、あるいは自作農の関係ではどこでそれをやるか、この訴願を認めると、いろいろな問題を決するか、簡単だけつこうですか

○伊藤顯道君 総理府に二、三お伺い

○八木幸吉君 私の質問はこれで終ります。

○伊藤顯道君 総理府に二、三お伺い

○八木幸吉君 私の質問はこれで終ります。

○伊藤顯道君 総理府に二、三お伺い

○伊藤顯道君 総理府に二、三お伺い

○伊藤顯道君 総理府に二、三お伺い

ましては、法律におきまして期限がついておりませんものもございませんし、また期限のついていないものもございませんが、この審議会の答申を検討いたしました。期限のついておりますものは別として、期限のついておりますものは別といたしまして、なるべくすみやかに廃止することにしたいと思つております。

○伊藤顯道君 なるべくすみやかに廃止することにしたいと思つております。されからもうだいぶたつておるわけですね。その着手をこまねいて何も検討しなかつたのか。そういうことはないと思ひますが、これはやはり同じ政府の機関である行政審議会が、同じ政府の機関である総理府に対ししての、こういう関係面だけ総理府がこれを受けとめて忠実に検討したいと思うのです。が、お言葉によると、中には期限も総理府に對して該当する面があるわけですが、その一つに、なるべくすみやかに任務を完了して廃止することを適當とする、こういうものの中に、特

めに私が調べてももらつたのではなくておるのですが、この訴願を認めるとか、訴訟に持つていくとかといったのが、一休税関係ではどこでそれをやるか、あるいは自作農の関係ではどこでそれをやるか、この訴願を認めると、いろいろな問題を決するか、簡単だけつこうですか

○伊藤顯道君 同じく行政審議会の答申の中で総理府に関係の面を拾つてみますと、以下申し上げます三つの審議会は一つの審議会に統合するを適当と

おもろ少し具体的に明確に責任ある態度を伺いたいと思います。一つ一つについて。

○伊藤顯道君 同じく行政審議会の答申の中で総理府に関係の面を拾つてみますと、以下申し上げます三つの審議会は一つの審議会に統合するを適当と

おもろ少し具体的に明確に責任ある態度を起してから、その裁決を得たのちに訴訟を起すということになつております。

○伊藤顯道君 たとえば税金の問題

○伊藤顯道君 そうしますと、行政審議会としてはなるべくすみやかに任務を終了して廃止することを適当とす

○伊藤顯道君 そうしますと、行政審議会としてはなるべくすみやかに任務を完了してということです。そのなる

こととは具体的にはないわけですが、そこでこれは北海道開発庁が関係してきます

から、相当緊密な連係をとつて、この精神に沿うべく統合されるのが適当と思うのですが、行政審議会の答申を尊重されるならば、当然これは統合されなければならぬと思う。そこで、総理府の態度はこれをいつごろ統合されようとするのか。これはもうすでに相当日時もたつておるし、北海道開発庁とも緊密な連係がとれておると思うのですが、現段階でどのようなところまで進んでおるのか、その点を明確にお伺いしたいと思います。

○政府委員(佐藤朝生君) ただいまお話しの国土総合開発審議会、東北開発

審議会、北海道開発審議会、前の二者はお話しの通り総理府に設置されてお

ります。最後のものは、北海道開発庁に設置されておりますが、これらは審議会は、御承知の通り、いずれも議員提出の法律案でできておりまして、そ

の統合につきましても、種々また検討すべき点もあると思いますので、日下

は早く統合していただきたいのであります。しかし地区の事情によりまして北海道を許し、東北を許し、九州を承認しないといふわけではありませんので、たゞいま総理府からお答えのようある機会をとらえて検討してみたい、こういう考え方から一応私の方といたしましては承認したよろな

次第でござります。

○伊藤顕道君 時間の関係もございま

すので、最後に一点お伺いしますが、同じく行政審議会の答申の中、総理

府関係の面を見ますと、委員に公務員が多過ぎるから、次のよろ二つのう

つの審議会を統合するを適当と認める

べきです。これもその当時できてお

れば、おそらく行政審議会としては四

つあります。昨年答申の際は、まだ

九州開発審議会は最近の成立ですか

ら、当然それに触れてないわけです

が、総理府としてはどういうふうにお

思えなかつた。また、このことについて

は行政管理庁としての態度も、それに対する所見もはつきりしておると思ひ

ますので、あわせてお答えいただきました

いと思います。

○政府委員(佐藤朝生君)

恩給審査会

話しの九州開発審議会は、このたびの

国会に政府提出で経済企画庁に設けよ

うといたしまして、衆議院におきました

修正された総理府に設置されるよう

に変つたものでございますが、これら

につきまして、この行政審議会の答

申のあります三つのものと性質は同じ

ようなものでございますが、これはま

たこの三つの統合ということと関連し

まして将来検討してみたいと思いま

す。

○政府委員(濱野清吾君)

同じような

性質でございますので、私の方として

お話しの通り総理府に設置されてお

ります。最後のものは、北海道開発庁

に設置されておりますが、これらは審議会は、御承知の通り、いずれも議員

提出の法律案でできておりまして、そ

の統合につきましても、種々また検討

すべき点もあると思いますので、日下

は早く統合していただきたいのであり

ますけれども、しかし地区の事情によ

りまして北海道を許し、東北を許し、

九州を承認しないといふわけではありませんので、たゞいま総理府からお答

えのようある機会をとらえて検討し

てみたい、こういう考え方から一応私

の方といたしましては承認したよろな

次第でござります。

○伊藤顕道君 時間の関係もございま

すので、最後に一点お伺いしますが、

お話しの三つの審議会を統合するが適当だという答申を出したのは行政審議会、昨年の十二月十五日

ですね。ところが、その後今次国会に

おいて九州開発審議会、これができた

わけです。これもその当時できてお

れば、おそらく行政審議会としては四

つあります。昨年答申の際は、まだ

九州開発審議会は最近の成立ですか

ら、当然それに触れてないわけです

が、総理府としてははどういうふうにお

思えなかつた。また、このことについて

は行政管理庁としての態度も、それか

れに対する所見もはつきりしておると思ひ

ます。

○横川正市君 将来どうするのです

か。

○政府委員(濱野清吾君)

ですから将

來は総理府のおつしやいますように、

國土開発の中に一つにまとめて、そり

て十分その中で御研究を願う、こうい

うふうにしておられたことを願うものだと考

えております。

○横川正市君 この総理府設置法にそ

れぞれ出しております六つを検討いた

しますと、皇居の問題と訴願制度の問

題については、それぞれ一年、それか

ら固定資産制度が二年、税制調度会が

三年、産業災害防止対策審議会が五年

と、こういふように期間を置いて審議

会が設置されておるようですが、

が、そのうち固定資産制度、税制とい

うよろなことになりますと、おのずと

いいかと思われるわけですが、まあこの

全部これは許可する方針ですか。それ

ともこれ以上は困りますということ

で審議会を作っております。

○横川正市君

これは最近本会議で、

四国地方の特別開発審議会の決議案が

その次には今までない地方の開発計画

が出てくることになるが、

それが満場一致になつて

あるわけですが、そなつてくると、

とか、どういう方針なんですか。

○政府委員(濱野清吾君)

やはり方針なんですか。

○伊藤顕道君

今の点重ねてお伺いし

ますが、そうすると行政部内で処理さ

れるのではなくて、委員の構成を再検

討して、今大体公務員が二分の一ほど

占めておるわけでございますが、これ

につきましては、検討いたしまして、公

務員外の方から委員を任命するよう

目下委員の選考中でござります。

○伊藤顕道君

今お話しの

三つともこれ以上は困りますといふこと

であります通り、公務員が半分くらいを

占めておるわけでございますが、これ

につきましては、検討いたしまして、公

務員外の方から委員を任命するよう

に従いまして、公務員が半分くらいを

占めておるわけでございますが、これ

につきましては、検討いたしまして、公

</div

であると考えておる次第でございまして。また委員の人選につきましてもお話をございましたが、ただいま申し上げました通り、固定資産評価制度調査会の方は専門的な調査会でございますし、税制調査会とは委員の人選につきましても重複しないと思いまして、また重複しないよう人に選いたしたいと思つております。

○横川正市君 固定資産の評価というところになれば、経済的なその地方の状況、それから産業の状況あるいは人口の稠密度合い、消費の問題、いろいろなことが重なつて、同じ家を持つておつても、その評価額といふのは変わることを立てるのが正しいのだ、こういふことのところが、どういう尺度を作ろうとあります。たゞ一つの判断が必要になつてくると思うのであります。たゞ一つの判断が必要になつてくると思うのであります。

○政府委員(吉田信邦君) カwoffてお答え申しあげます。土地の評価、家屋の評価につきましては、税法では大体時価によるということになつておりますが、時価の観点をいかなるものをおつて計るのが適当であるかということに關しましては、いろいろな議論も、従来も議論の多かつたところでござります。それにつきまして、戦前は基準とした評価がいいのか、あるいは現行通りの売買価格といふものを基準とした評価がいいのかという問題

がございます。同時に、またこの地方の固定資産の評価につきましては、格と申しますか、公定価格的なものが終戦前後を通じまして、いわば停止評価は、かなり、そういう意味で低目までも重複しないと思いまして、また重複しないよう人に選いたしたいと思つております。

○横川正市君 固定資産の評価といふことには、固定資産税については、自治関係の各地方団体がやつておるわけがござります。国税の相続税の評価でござります。国税の相続税のお役所がやっておる、それから登録税の評価につきましては、法務関係のお役所が、三本の登録税、こういつたものの評価を同じ政府なり地方団体がやるものでござりますから、できればそれを統一するわけですが、どういふことで実は三本の登録税、こういつたものの評価を同じ政府なり地方団体がやるものでござりますから、できればそれを統一するわけですが、どういふ思想のもとに統一して評価が行われる評価につきましては、いろいろな議論によつていたしたい、そういう意味で從來の、現在の評価額といふものが現実には非常に大きく左右するわけでございますが、あるべき姿としてどういう評価をしたらいいかと、そういうことを検討して参りたいというのが、この固定資産の審議会を設置いたそとうといふえどござります。

○横川正市君 これはもう一般制度上、固定資産の評価といふことについて、非常に、全くまちまちと言えばいい言い方であつて、もうきわめてどちらめと言えどたらめとも言える現行制度をとつておるのじやないかと思

うのですよ。ことに私は、これはたとえばバス一本通れば地価がとんに値上がりいたします。それはそういう經濟状態の影響ですから、それがその売買契約なり所得に従つてこれは私は税がかけられるだらうというふうに思うのです。しかし、今たとえばこれを担保することが、固定資産税については、自治関係の各地方団体がやつておるわけがござります。国税の相続税の評価でござります。国税の相続税のお役所がやつておる、それから登録税の評価につきましては、法務関係のお役所が、三本の登録税、こういつたものの評価を同じ政府なり地方団体がやるものでござりますから、できればそれを統一するわけですが、どういふ思想のもとに統一して評価が行われる評価につきましては、いろいろな議論によつていたしたい、そういう意味で從來の、現在の評価額といふものが現実には非常に大きく左右するわけでございますが、あるべき姿としてどういう評価をしたらいいかと、そういうことを検討して参りたいというのが、この固定資産の審議会を設置いたそとうといふえどござります。

○横川正市君 これはもう一般制度上、固定資産の評価といふことについて、非常に、全くまちまちと言えばいい言い方であつて、もうきわめてどちらめと言えどたらめとも言える現行制度をとつておるのじやないかと思

うのですよ。ことに私は、これはたとえばバス一本通れば地価がとんに値上がりいたします。それはそういう經濟状態の影響ですから、それがその売買契約なり所得に従つてこれは私は税がかけられるだらうというふうに思うのです。しかし、今たとえばこれを担保に入れて物を借りる場合の評価といふものが現実の売買取引の実例等とはかなり隔離しております。それからしかも、現在のところこの評価に關係いたしますことが、固定資産税については、自治関係の各地方団体がやつておるわけがござります。国税の相続税の評価でござります。国税の相続税のお役所がやつておる、それから登録税の評価につきましては、法務関係のお役所が、三本の登録税、こういつたものの評価を同じ政府なり地方団体がやるものでござりますから、できればそれを統一するわけですが、どういふ思想のもとに統一して評価が行われる評価につきましては、いろいろな議論によつていたしたい、そういう意味で從來の、現在の評価額といふものが現実には非常に大きく左右するわけでございますが、あるべき姿としてどういう評価をしたらいいかと、そういうことを検討して参りたいというのが、この固定資産の審議会を設置いたそとうといふえどござります。

○横川正市君 この六の産業災害防止制度につきましては、戦前におきましたが、その間に損害の直接の被害者というのは労働者の方々に非常に多いわけです。これは労働省関係の労働災害の損害になりそうな気がするのですが、こ

うのですよ。ことに私は、これはたとえばバス一本通れば地価がとんに値上がりいたします。それはそういう經濟状態の影響ですから、それがその売買契約なり所得に従つてこれは私は税がかけられるだらうというふうに思うのです。しかし、今たとえばこれを担保に入れて物を借りる場合の評価といふことになれば、そのときはその周囲の状況によつて評価され、担保の物件としての効果を上げるわけですが、それが税を徴収するということになりますと、どうもやはりびたりとこれは幾らだ、だからこれについてはこれだけの税だといふうなきあを、私はされておらないと思うのです。そういう税では、やはりあまり人為的にあるいふような実情から申しまして、できればこれららの評価、固定資産税、相続税また登録税、こういつたものの評価を同じ政府なり地方団体がやるものでござりますから、できればそれを統一するわけですが、どういふ思想のもとに統一して評価が行われる評価につきましては、いろいろな議論によつていたしたい、そういう意味で從來の、現在の評価額といふものが現実には非常に大きく左右するわけでございますが、あるべき姿としてどういう評価をしたらいいかと、そういうことを検討して参りたいというのが、この固定資産の審議会を設置いたそとうといふえどござります。

○横川正市君 この六の産業災害防止制度につきましては、戦前におきましたが、その間に損害の直接の被害者というのは労働者の方々に非常に多いわけです。これは労働省関係の労働災害の損害になりますが、この行政機関と、それからこの總理府の対策審議会との関係はどういうふうに保つていいこうとされておりますか。○政府委員(吉田信邦君) これにつきましては、主たるもののは労働省の関係でございますが、鉱山関係につきましては、主たるもののは労働省の管轄している問題でございます。それで通産省の所管になつております。そこで、今たとえばこれを担保に入れて物を借りる場合の評価といふことになれば、そのときはその周囲の状況によって評価され、担保の物件としての効果を上げるわけですが、それが税を徴収するということになりますと、どうもやはりびたりとこれは幾らだ、だからこれについてはこれだけの税だといふうなきあを、私はされておらないと思うのです。そういう税では、やはりあまり人為的にあるいふような実情から申しまして、できればこれららの評価、固定資産税、相続税また登録税、こういつたものの評価を同じ政府なり地方団体がやるものでござりますから、できればそれを統一するわけですが、どういふ思想のもとに統一して評価が行われる評価につきましては、いろいろな議論によつていたしたい、そういう意味で從來の、現在の評価額といふものが現実には非常に大きく左右するわけでございますが、あるべき姿としてどういう評価をしたらいいかと、そういうことを検討して参りたいというのが、この固定資産の審議会を設置いたそとうといふえどござります。

○横川正市君 この六の産業災害防止制度につきましては、戦前におきましたが、その間に損害の直接の被害者というのは労働者の方々に非常に多いわけです。これは労働省関係の労働災害の損害になりますが、この行政機関と、それからこの總理府の対策審議会なんですが、おもにこの災害の直接の被害者というのは労働者の方々に非常に多いわけですが、当局としても、今考えられる最善の方法を見出したいといふ意味では、結論はいつか審議の目標にしておるから、今は結論を得たなければわからんといふことになればそれまでですが、当局としてはその点どう考えられて、委員会にお聞きしたいわけです。

○委員長(永岡光治君) ちょっと速記をとめて下さい。  
〔速記中止〕  
○横川正市君 これは灾害の度合いから見ると、死傷者数七十一万、損害にいたしますと、一千五百億といふようになりますと、死傷者数七十一万、損害にいたしますと、一千五百億といふよう非常に国の損失の度合いといふものは高いわけです。それを、なるほどこれがむずかしい問題ですから、相当対策委員会としては時間もかけてその本質をきわめたいというその意向はわかるわけなんですが、ところが、これは予算は三十五万円です。それから期間は五年間、学識経験者三十人を勧請する、これは灾害の度合いと見合つて考えてみますと、いかにもおざなりの対策になりそうな気がするのですが、こ

それで十分だとお考えになつております  
か。

○政府委員(吉田信邦君) 詳細は労働省の方からお答えをさせていただきますが、災害防止に関する具体的な経費は、労働省と各省にそれぞれの所管に応じてせられております。この三十二万円のあれは、委員会の運営に直接必要な経費、委員の手当とか、会議費とか、そういうような程度のものと計上してございます。

○委員長(永岡光治君) 次に、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案、特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案、以上三案を一括して議題といたします。

これより三案を一括して質疑に入ります。政府側の御出席は、松野総理府  
総務長官、佐藤総理府総務副長官、増子公務員制度調査室長、防衛厅から  
山本防衛厅人事局長、あと間もなく  
佐藤大蔵大臣、佐野大蔵政務次官、村上主計局次長、岸本給与課長、伊能防  
衛厅長官、門叶官房長、淺井人事院総  
裁、瀧本給与局長が見えられることに  
なっております。御質疑のおありの方  
は、順次御発言を願います。

○伊藤謙道君　総理府と人事院にお伺  
いしたいと思いますが、まだ人事院は  
見えていないですから、総理府の方  
からまずお伺いしたいと思います。  
昨年の七月十六日に、人事院から内閣  
に対し勧告が行われたわけですが、それ以來、政府といいたしまして

か、あるいはまた一部昇給期間の短縮、また夏期手当を〇・一五増額する本法であるうと思いますが、その内容を見ますと、大体初任給の引き上げ、いう四つの柱から大体成り立っていると思うのですが、これをささいに検討いたしますと、この改正案は国家公務員暫定手当五分の本俸線り入れ、公務員法ともからんでいるし、共済法、定期員法とともに、政府がいわゆる公務員に対するいろいろな意味の攻撃があつて、こういうふうに私どもは解釈せざるを得ないわけです。この内容から推察して。これに対しても公務員いたしましては、前々から現行の職階制の賃金体系に対する、こういうふうに政府がかわすために、部分的に緩和をしてそちらをしておると、もう御承知だらうと思う。ところが、こういう職階制の賃金体系を強く要求してきていたその攻撃を政府がかわすために、部分的に緩和をしてそちらをしておると、もう御承知だらうと思う。ところが、これらは国家公務員としては打破、この二つを二本の柱として強く要望し、強く要求してきたと思うだけです。これに対しても、今申した職階制賃金体系の打破、この二つを二本の柱として強く要望し、強く要求してきたと思うだけです。これが大体政府のねらうところであらう。こういうふうに私どもは一般的に見て譲れるわけです。これに対する総理府総務長官としての責任ある御答弁をいただきたい。

部内におきましては議論をいたしておりますが、人事院といふ存在を尊重いたします。たゞ、人事院の勧告といふものを中心に俸給といふものを扱うことが一番妥当である、こう考へておりますので、あるいは過去におきましたので、人事院の勧告を完全実施しなかつたということによつて紛争したことなどをさしますし、そういうすべてのこととを考へて、人事院といふものの存在と権威を強くし、同時に人事院の勧告は双方ともにこれを尊重するということとが、一番今後の公務員のすべての問題に対する最善の道だと考へまして、七月十六日の勧告が出来ましたので、昨年の期末手当につきましても御承知のとく予算の範囲内でその勧告を完全に実施し、ことに本年は当然これを予算化することが妥当だと考へまして、給与の一部改正ということとでやつたわけで、これは昨年の七月十六日の人事院勧告が出来まして以来、昨年度三十三年度の期末及び三十四年度と、ともに一度貫した政策をこの法案として提出したものであつて、人事院の存在を高く、しかも、公務員と政府といふものの間にはいさかいがあつてはならないといふ意味からでありますし、いろいろ両方に意見はございましょう。両方の意見をしんしゃくした結果、人事院の勧告を尊重することが今後とも私は一番當と考へて、昨年実はすでにその一部をやつたわけであります。昨年は予算式に出す。これは一貫したものでありますまして、突然としてこの問題を出しまでのではありません。

○伊藤顕道君 それでは各項目に分けて逐次お尋ねをしたいと思いますが、人事院、総理府それぞれ該当の立場から御答弁をいただきたいと思います。  
まず初任給の引き上げの問題です。が、まずはお伺いしたい点は、なぜ本格的な賃金引き上げをやらなかつたのか、こういうことです。ここ数年来はとんど人事院は本格的な賃金の引き上げを受けとめた政府も本格的な賃金引き上げについては非常に冷淡である。今回初任給の引き上げ、これは表面までことなりつぱなよう見えますが、それをしさくに検討いたしますと、その内容が非常にごまかしのものであることが明白になつておるわけです。たとえば初任給の引き上げ等、その内容を見ましても、給与費のわざか二・一二二%の引き上げにすぎないとということ。それから人員の面で見ても、五八・九%、これは大体二分の一の程度ですが、こううわけで結局一部のものの初任給の引き上げといふことであつて、全体には決して潤いがいつていわけです。なぜ大幅な本格的な賃金引き上げをやらないのか、これは人院はなぜそりら勧告をしなかつたのか、これを受けとめた政府は、なぜそりら当然やらなければならぬ賃金引き上げをやらないのか、こういうふことを明確にしていただきたいと思います。

る民間の給与といふものは八%程度上るということを報告でも述べておるのありますけれども、公務員の中にあります。給与水準の高いものもあります。公務員法によりますと、五%以上人事院が公務員の給与を引き上げまたは引き下げる必要があるときには勧告をいたします。しかしながら現に初任給におきましては、相当公務と民間との間に格差がある。このような事情もござります。しかししながら現に初任給におきましては、初任給だけ引き上げることを勧告をいたしたのであります。この点を是正するといふことは喫緊の要務であるといふように考えまして、初任給の引き上げといふことを勧告をいたしたのであります。これがそれで、初任給だけ引き上げるといふわけには参りません。公務の中のバランスもござりまするので、初任給並びにそれにつきます号俸の給与を受けております公務員の給与といふものは、やはり全體としてバランスをとる必要があるというので、おむね一万七千円程度までこれを漸次是正するという措置をいたしましたのであります。ただいまお述べになりましたように、おむね初任給よりも下に比べますと低い給与を受けておるグループが給与改善を受けるといふことになるのであります。人事院といふものは現在公務の中で低い、上に給与のいわゆるベース・アップといふ

○政府委員(瀧本忠男君) 人事院は給

かつこの初任給というものが民間に比べまして低いという事情も十分認識いたしまして、その点の改善の勧告を

いたした次第であります。  
○政府委員(松野頼三君) ただいま人  
事院から内容について答弁いたしまし

たと同様に、人事院規則によりまして毎年一回政府は、給与に対し情勢の変化を織り込んで勧告を受けておりました。昨年も同様に受けました。昨年

も同様に受けました。それを尊重して政府はやるという立場を堅持しておりますので、内容について事前に人事院と総理府で打ち合せをしたものでもござ

ざいません。またどういう方向にいくかという事前の協議をしたことあります。いません。当然人事院は人事院独自で

やつておりますので、どういう動機で、どういう趣旨でということは、事後に  
おいて説明を聞きますけれども、事前

において、なぜ初任給だけやつたか  
こう質問されましても、それは人事院  
の判断でやつたことでありますて、総  
理官としてほそとこ閣下をつなぐと、

理府としてのそれに関するお話しといふことが妥当じやなかろうか。こう考  
えておりますので、勧告を受けてか  
ら、その対策に関して総理府としては

それに相当な手当てをいたします。  
**○伊藤頭道君** これを少し掘り下げて  
みますと、初任給引き上げとして、大

学卒は千円、医師及び研究員は千二百円、短大卒、高校卒、これは一緒に四百円、こういうふうな引き上げをやって

おるわけですか。この相談はきかれぬで  
薄弱だと思うわけですが、人事院はどう  
うしてこういう根拠薄弱なものを勧告  
しておられるのか。その点をまず明確

○政府委員(瀧本忠男君) 人事院は給与の調査をいたしましたときに、たとえば昨年の三月現在で調査をやつたのであります。その際に昨年四月以降に採用いたします者の初任給といふことを調べることができますれば、これ非常によろしいのであります。しかし、それはまだ現実にそういう人が給与を受けておるわけでございません。従いまして人事院いたしましては、初任給に相当いたしまする金額を調べます際には、前年採用者が一年後によくなつておるかという事情を調査いたすのであります。そういう人々は一年後の調査でございますので、昇給ということもあります。そういうことを除いたとして考えてみまするならば、一般行政職あたりにつきましては、千円程度上げるのが妥当である、こういうことに人事院の判断としまつた次第であります。なお、お医者と研究者でござりますが、お医者の初任給といふものは千二百円上げてもまだ足りません。これは事実われわれも認識いたしております。また、研究者の千二百円でございますが、このお医者と研究者を比べまするならば、お医者の初任給の方がまだ高いのであります。しかしながら、公務には公務の部内のバランスということがござりまするので、これは単に低いからといふので一つの部門だけを独走するわけにも参らない。従つて昨年の現状におきましては、一般行政職よりもそういうふうに民間において給与の高いグループを優遇するという意味におきましては、まず二百円増しの千二百円程度が大体妥当であろう、このように判断

をいたした次第であります。なお、この前の給与改訂に当たりまして、これは国会修正があつたようでござりまするが、中学校、高等学校というあたりの、いわゆる人事院の初級試験合格者に該当いたしまするグループ等につきましては、国会で御修正になりまして、その機会にある程度の初任給の引き上げということがあつたわけでございます。そういうことと両者勘案いたしてみまするならば、人事院が勧告いたしました程度の給与の引き上げをおむねバランスがとれておる、このように判断をいたした次第であります。

○伊藤顯道君 引き続きお尋ねいたしますが、人事院の調査によつても、公務員は民間に比して大学卒が千七百八十円ぐらい、短大が九百十八円、高校卒が六百八十八円低いといふことは、人事院の調査であつたと思うわけです。が、そういうデータが出ておるにもかかわらず、先ほど申し上げたように大学を千円にして短大、高校一律にして四百円といふ、これはもう非常に不合理だと思う。どうしてもこれは納得しがたい、この辺を明確にしていただきたい。

○政府委員(龍本忠勇君) ただいま申し上げましたように、人事院の調査いたしましたものは、一年前に入りました者の昨年三月現在における給与といふもの調べまして、そうしてこういう人々はその一年間に昇給をいたしておりますわけでございますので、そういう要因を除去いたしまして考えまするならば、千円程度が妥当である、このように判断をいたした次第であります。御指摘のように一年後の給与は必ずしも千円ではない、千円より高いの

であります。そういう車実のある反面、次官級の最高号俸、二号俸を新設して、給与の上下の差をますます拡大しておるといふ、こういう傾向が出来るわけですが、かゝる意味ないことをなぜ人事院ともあらうものが勧告をしておるのか、またこれを受けて立つた總理府としても、この点再検討が必要でなかつたのか、こういう点をお伺いしたいと存ります。

○伊藤顯道君 そういう車実のある御承知のように特別職の給与といふものは、これでは、長い間据え置かれたのであります。で、一般職の給与といふものは特別職の給与と關係がございまして、やはり一般職の給与は特別職をこえてこれを増額するということができない事情にござります。従いまして、従来の給与引き上げの際におきましても、特別職が据え置かれておるという理由のために、一般職の給与の最高号俸といふものは、そのためにまあ他動的にこざいまするので、引き上げるわけにはいかなかつた。従つて、そういうところは据え置かれたのであります。

今回特別職の方の給与が改訂をいたしましたので、これをあるべき姿に直す、こういふことをやつただけであります。

○政府委員(松野頼三君) ただいま人事院から説明ございましたように、いわゆる一般職と特別職との一つの均衡

と申しますか、一般職の号俸の上昇に従つて、特別職の是正をするという説明がございましたので、総理府としても一般職といふものがだんだん上昇してくる過程においては、これも当然であろうと、こう考きました。

○伊藤頭道君 なおこれを詳細に見ますと、基礎になつてゐる生活費の面が非常にまあ非現実的であると思うのであります。大体生活費の基礎といふものは一人前の生活ができる、そういうところにめどをおかなければならぬ。これはまあ当然のことだと思うわけです。ところが、この基礎になつておる生活費を検討いたしますと、結局一人前の生活ができぬマーケット・バスケットとということになつておつて、きわめて不合理だと思うのです。この点納得のいくように一つ御説明いただきたいと思います。

○政府委員(森本忠男君) 人事院が標準生活費といふものを算定いたしました場合に、これはまあ一番着目して用いますのは、いわゆる単身男子十八才者の標準生計費でござりますが、この場合にはこれは独自に人事院が判断をいたしまして、この程度が適當であるうと思って作るのはないのですあります。これは総理府統計局におきまする生計費調査の結果といふものを基礎にいたしまして、そういうところでどれくらいのカロリーを一体取つておるのであるか、またその内容はどういうものを取りつておるのであるか、また食糧費以外につきましては、一体どの程度の被服費の支出があるのか、これを世帯の、一人世帯、二人世帯、三人世帯、それぞれ別に見まするならば、どのような状況になつておるかといふよ

うなことをし下さいに調査いたします。これは架空の数字でなく、統計局で実際にやつておられる生計費調査の結果からそういうものを導き出すわけあります。その結果食糧費につきましては、いわゆるマーケット・バスケット、これは先ほど申しましたように、そのカロリー、またそのカロリーを取りますために採取いたしますする食品名、あるいはその食品別の数量というようなものも、現実に生計費調査に出で参りますところを移しましてやつておる。従いまして、われわれはこのマーケット・バスケットに出て参るところ、並びにそのほかの部分も含まして標準生計費に出でてくるところは、總理府統計局の生計費の調査から導いたものである。従つて、現実にわが国において消費者が消費しておる実態をそのまま映しておる。従いまして、個別に見て参れば、たとえば一日の食費が、これではお昼御飯を役所で食べて、それから、晚御飯はうちへ帰らずに食べて、そういうことをしたら足らんじやないかといふような議論も出で参るのありますけれども、全体的に観察いたしまするならば、それがわが国の現在の消費の実態である。その平均である。このようになるわけでございまして、そういう観点で従つて人事院は標準生計費を計算いたしておる次第でございます。

### ○伊藤頭道君

次に、長官に一つお伺いしたいと思いますが、御承知のように、政府は前に公務員からストrikeを奪い、団体交渉力を弱めることによつて人事院を殺けたわけです。その人事院を、この公務員の処遇の面を担当しておる。ところが、この人事院が本来

の使命を忘れて、最近どうも公務員の待遇の面について妥当と思われるようになります。おのずからこれは政府が立の本来の使命にはなはだ離れているものである。そういうふうに断定せざるを得ないわけです。ただ總理府としては人事院が勧告をしていない。これは人事院設立の本來の使命にはなはだ離れているものである。そういうふうに断定せざるを得ないわけです。

したがつては、いまだかつて知らないわけです。

しばしば下回ることはあつたわけですが。やはり人事院が勧告すれば、これを尊重する。下回ることはあつても上回ること

とは、いまだかつて知らないわけです。しかし人事院が勧告すれば、これを尊重して、不合理であるならば幾ら上回つても差しつかえないわけです。ところが、いつも尊重するとは言つておつて

か。

○伊藤頭道君

長官に重ねてお伺いいたしましたが、人事院の勧告を尊重する

のが一番妥当である。そういう考え方

の上に立つてやつてきました。また今後

もやる。そういうお考えのようですか。

○伊藤頭道君

現在のような人事院で

あるならば、むしろ人事院を廃止してしまつて、公務員にストライキ権を与えて、団

体交渉力を強化してやる。こういうこ

との方が、はるかに公務員の待遇改善

に役立つと思つのですが、こういうこ

とに對して長官としてはどういふうにお考えですか。

○伊藤頭道君

公務員その

ものの地位と職能と立場といふのは、世界中におきましても同様に、いたずらに労働組合と同じような立場と職能

でないことは、先般のILOの勧告を見ましても明確に出ております。同様にこれは国民に奉仕する立場といふ一

つの行政の立場から考えて参ります

ことは、これは公務員の本義からいっ

てとらざるところであらうと存じま

す。従つてその意味において人事院と

いう存在を特に認められ、今日まで実

行しておりますので、政府としては今

日この方向をとることが一番妥当であ

ると考えて、議論はございましょうけ

れども、ただ公務員が給与の引き上げ

のみに終始するならば、これは国民に

おられるものがござります。だんだん物

の使命を忘れて、最近どうも公務員の待遇の面について妥当と思われるようになります。おのずからこれは政府が立の本来の使命にはなはだ離れているものである。そういうふうに断定せざるを得ないわけです。ただ總理府としては人事院が勧告すれば、これを尊重する。下回ることはあつても上回ること

とは、いまだかつて知らないわけです。

したがつては、いまだかつて知らないわけです。

○伊藤頭道君

長官に重ねてお伺いいたしましたが、人事院の運営方向といふものは妥当でありますと信しておるわけあります。

○伊藤頭道君

現在のような人事院で

あるならば、むしろ人事院を廃止してしまつて、公務員にストライキ権を与えて、団

体交渉力を強化してやる。こういうこ

との方が、はるかに公務員の待遇改善

に役立つと思つのですが、こういうこ

とに對して長官としてはどういふうにお考えですか。

○伊藤頭道君

公務員その

ものの地位と職能と立場といふのは、世界中におきましても同様に、いたずらに労働組合と同じような立場と職能

でないことは、先般のILOの勧告を見ましても明確に出ております。同様にこれは国民に奉仕する立場といふ一

つの行政の立場から考えて参ります

ことは、これは公務員の本義からいっ

てとらざるところであらうと存じま

す。従つてその意味において人事院と

いう存在を特に認められ、今日まで実

行しておりますので、政府としては今

日この方向をとすることが一番妥当であ

ると考えて、議論はございましょうけ

れども、ただ公務員が給与の引き上げ

のみに終始するならば、これは国民に

おられる方がござります。だんだん物

の使命を忘れて、最近どうも公務員の待遇の面について妥当と思われるようになります。おのずからこれは政府が立の本来の使命にはなはだ離れているものである。そういうふうに断定せざるを得ないわけです。

したがつては、いまだかつて知らないわけです。

○伊藤頭道君

長官に重ねてお伺いいたしましたが、人事院の運営方向といふものは妥當でありますと信しておるわけあります。

○伊藤頭道君

現在のような人事院で

あるならば、むしろ人事院を廃止してしまつて、公務員にストライキ権を与えて、団

体交渉力を強化してやる。こういうこ

との方が、はるかに公務員の待遇改善

に役立つと思つのですが、こういうこ

とに對して長官としてはどういふうにお考えですか。

○伊藤頭道君

公務員は國

民に奉仕するのがその本義であります

以上、いたずらに民間賃金の先駆者と

なることは妥當でない。同時に民間賃

金とかけ離れて非常に低賃金における

ことによつては、これは採用及び登

用ということが非常にむづかしくな

る。その妥當性がおのずから出てくる

のが、今回の初任給引き上げの一例で

ないかと私は考えております。従つて、民間賃金の先駆者になることは、

断じて公務員の本義に反することであ

り、同時に民間賃金とかけ離れた低賃

金を完全に、その中正な立場において人

事院の勧告を受けるべきであつて、こ

の命令には抵触するのじやなかろう

か、いたずらに私は公務員といふもの

が、当然地位も名譽もあるその立場に

おいて尊重されるべきものであろう、こ

う考えております。

金に置くこと。公務員の生活において不安を及ぼすとともに、これは公務員そのものの職務に影響するといふその協議が、人事院といふ中立機関においておもに研究いたしてもらつたのが、私は一番妥当であつて、あなたが資本家の奉仕者でもなく、国民の奉仕者であることが公務員であろうと考えております。

○千葉信君 議事進行について。時間ですかから暫時休憩して、午後適当な時間に再開されることを希望いたしました。

○委員長(永岡光治君) 暫時休憩いたしました。

午後二時二十五分休憩

○委員長(永岡光治君) 委員会を再開いたします。

午前に引き続き、総理府設置法の一部を改正する法律案を議題として質疑を行いました。ただいま政府側の出席は、赤城官房長官、吉田審議室佐藤総理府総務副長官、吉田審議室長、山口行政管理庁長官、以上であります。御質疑のおありの方は、順次御発言を願います。

○八木幸吉君 急ぎの問題であります。同時に審議日程が詰まつておりますから、ごく簡単に官房長官にお伺いいたします。先般皇太子殿下の御結婚につきまして、閣僚からお祝い品をお上げになつた、と同時に、その内閣の費用も一緒に入つておるというふうなことが新聞に出でつたのであります。それが、その内容と、それからもう一つは皇太子殿下の御結婚に関する恩赦の対象範囲、基準といったようなことを

との主たるものと、簡単にこの二点を最初に伺います。

○政府委員(赤城宗徳君) 皇太子殿下の御成婚に際しましては、御承知のように年額百二十万円以内ということになりますが、私は一番妥当であつて、あなたが資本家の奉仕者でもなく、国民の奉仕者であることが公務員であろうと考えております。

○千葉信君 議事進行について。時間ですかから暫時休憩して、午後適当な時間に再開されることを希望いたしました。

○委員長(永岡光治君) 暫時休憩いたしました。

午後二時三十二分開会

○委員長(永岡光治君) 委員会を再開いたします。

午前に引き続き、総理府設置法の一部を改正する法律案を議題として質疑を行いました。ただいま政府側の出席は、赤城官房長官、吉田審議室佐藤総理府総務副長官、吉田審議室長官、山口行政管理庁長官、以上であります。御質疑のおありの方は、順次御発言を願います。

○八木幸吉君 急ぎの問題であります。同時に審議日程が詰まつておりますから、ごく簡単に官房長官にお伺いいたします。先般皇太子殿下の御結婚につきまして、閣僚からお祝い品をお上げになつた、と同時に、その内閣の費用も一緒に入つておるといふことが新聞に出でつたのであります。それが、その内容と、それからもう一つは皇太子殿下の御結婚に関する恩

赦といふことの中の大赦、すなわち刑罰を改正する法律案を議題として質疑を行つた。それでその財源といたしましては、百万円程度の品金を出し、その總額百万円としてお祝い品を贈呈したい。こういうふうに考えておます。

○政府委員(赤城宗徳君) まことに、体きまつておるわけであります。それとその中には少年犯罪等のもので改心をいたしました。それでその財源といたしましては、百万円程度の品金を出し、半額程度は各官僚及び官房長官、総務長官、法務局長官、すなわち内閣に再開されることを希望いたしました。

○千葉信君 議事進行について。時間ですかから暫時休憩して、午後適当な時間に再開されることを希望いたしました。

○委員長(永岡光治君) 暫時休憩いたしました。

午後二時二十五分休憩

○委員長(永岡光治君) 委員会を再開いたします。

午前に引き続き、総理府設置法の一部を改正する法律案を議題として質疑を行いました。ただいま政府側の出席は、赤城官房長官、吉田審議室佐藤総理府総務副長官、吉田審議室長官、山口行政管理庁長官、以上であります。御質疑のおありの方は、順次御発言を願います。

○八木幸吉君 急ぎの問題であります。同時に審議日程が詰まつておりますから、ごく簡単に官房長官にお伺いいたします。先般皇太子殿下の御結婚につきまして、閣僚からお祝い品をお上げになつた、と同時に、その内閣の費用も一緒に入つておるといふことが新聞に出でつたのであります。それが、その内容と、それからもう一つは皇太子殿下の御結婚に関する恩

赦といふことの中の大赦、すなわち刑罰を改正する法律案を議題として質疑を行つた。それでその財源といたしましては、百万円程度の品金を出し、半額程度は各官僚及び官房長官、総務長官、法務局長官、すなわち内閣に再開されることを希望いたしました。

○政府委員(赤城宗徳君) まことに、私も相当でありますから全部の数字を出します。そこで内閣に再開されることは、新聞に出でつたのですが、四月十日の基準日から少しとも一、三カ月の間に刑の確定がなつて、こういうふうな模様に書かれておりますが、この点はいかがですか。

○千葉信君 議事進行について。時間ですかから暫時休憩して、午後適当な時間に再開されることを希望いたしました。

○委員長(永岡光治君) 暫時休憩いたしました。

午後二時三十二分開会

○委員長(永岡光治君) 委員会を再開いたします。

午前に引き続き、総理府設置法の一部を改正する法律案を議題として質疑を行いました。ただいま政府側の出席は、赤城官房長官、吉田審議室佐藤総理府総務副長官、吉田審議室長官、山口行政管理庁長官、以上であります。御質疑のおありの方は、順次御発言を願います。

○八木幸吉君 急ぎの問題であります。同時に審議日程が詰まつておりますから、ごく簡単に官房長官にお伺いいたします。先般皇太子殿下の御結婚につきまして、閣僚からお祝い品をお上げになつた、と同時に、その内閣の費用も一緒に入つておるといふことが新聞に出でつたのであります。それが、その内容と、それからもう一つは皇太子殿下の御結婚に関する恩

赦といふことの中の大赦、すなわち刑罰を改正する法律案を議題として質疑を行つた。それでその財源といたしましては、百万円程度の品金を出し、半額程度は各官僚及び官房長官、総務長官、法務局長官、すなわち内閣に再開されることを希望いたしました。

○政府委員(赤城宗徳君) まことに、私も相当でありますから全部の数字を出します。そこで内閣に再開されることは、新聞に出でつたのですが、四月十日の基準日から少しとも一、三カ月の間に刑の確定がなつて、こういうふうな模様に書かれておりますが、この点はいかがですか。

○千葉信君 議事進行について。時間ですかから暫時休憩して、午後適当な時間に再開されることを希望いたしました。

○委員長(永岡光治君) 暫時休憩いたしました。

午後二時二十五分休憩

○委員長(永岡光治君) 委員会を再開いたします。

午前に引き続き、総理府設置法の一部を改正する法律案を議題として質疑を行いました。ただいま政府側の出席は、赤城官房長官、吉田審議室佐藤総理府総務副長官、吉田審議室長官、山口行政管理庁長官、以上であります。御質疑のおありの方は、順次御発言を願います。

○八木幸吉君 急ぎの問題であります。同時に審議日程が詰まつておりますから、ごく簡単に官房長官にお伺いいたします。先般皇太子殿下の御結婚につきまして、閣僚からお祝い品をお上げになつた、と同時に、その内閣の費用も一緒に入つておるといふことが新聞に出でつたのであります。それが、その内容と、それからもう一つは皇太子殿下の御結婚に関する恩

赦といふことの中の大赦、すなわち刑罰を改正する法律案を議題として質疑を行つた。それでその財源といたしましては、百万円程度の品金を出し、半額程度は各官僚及び官房長官、総務長官、法務局長官、すなわち内閣に再開されることを希望いたしました。

○政府委員(赤城宗徳君) まことに、私も相当でありますから全部の数字を出します。そこで内閣に再開されることは、新聞に出でつたのですが、四月十日の基準日から少しとも一、三カ月の間に刑の確定がなつて、こういうふうな模様に書かれておりますが、この点はいかがですか。

○千葉信君 議事進行について。時間ですかから暫時休憩して、午後適当な時間に再開されることを希望いたしました。

○委員長(永岡光治君) 暫時休憩いたしました。

午後二時三十二分開会

○委員長(永岡光治君) 委員会を再開いたします。

午前に引き続き、総理府設置法の一部を改正する法律案を議題として質疑を行いました。ただいま政府側の出席は、赤城官房長官、吉田審議室佐藤総理府総務副長官、吉田審議室長官、山口行政管理庁長官、以上であります。御質疑のおありの方は、順次御発言を願います。

○八木幸吉君 急ぎの問題であります。同時に審議日程が詰まつておりますから、ごく簡単に官房長官にお伺いいたします。先般皇太子殿下の御結婚につきまして、閣僚からお祝い品をお上げになつた、と同時に、その内閣の費用も一緒に入つておるといふことが新聞に出でつたのであります。それが、その内容と、それからもう一つは皇太子殿下の御結婚に関する恩



て就職することができないという、この項目だけが除かれているようありますけれども、この点については、もう少し政府としては考えてしかるべきやないかと、ことに公労法なんかの場合にはタフト・ハートレー法を基準として作られまして、あるいは二年とか、あるいは二年半には復権、復職等の処置も講ずるということが審議の過程にはありました。その前例として、復職の職員の二、三人の人たちが復職をもうすでに実施したという例も私はあると思うのです。もちろん、これは個別審議をそれぞれ行いまして、復職の期間というのは一様ではないと思ひますけれども、しかし今度の場合には、私はその点の問題から、労働関係については特別の処置があつてかかるべきだと、こう思ひうわけであります。政府としてはどう考へておられるか、この二点についてお伺いいたしておきます。

○政府委員(赤城宗徳君) 行政犯といいますか、國家公務員が、あるいは国家公務員法、あるいは公労法によつて懲戒等を受けている者に対する復権といいますが、そういうことをするかどうかというお尋ねであります。が、これにつきましては、私どもも御趣旨のようなことも考へ、いろいろ検討いたしましたのであります。が、大赦の場合にはそういうことがあつたのであります。が、大赦でない特赦といいますか、そういう場合には、一齊にそういう措置をとつたという例はないので、まだ議できることになつておりますが、大体の方針としては一齊にこれを復権するといふ形はとらないという考え方

で進めておるようあります。  
○横川正市君 今の誠首者の場合についてはどうですか。  
少しこれども、この点については、もう少し政府としては考えてしかるべきやないかと、ことに公労法なんかの場合にはタフト・ハートレー法を基準として作られまして、あるいは二年とか、あるいは二年半には復権、復職等の処置も講ずるということが審議の過程にはありました。その前例として、復職の職員の二、三人の人たちが復職をもうすでに実施したという例も私はあると思うのです。もちろん、これは個別審議をそれぞれ行いまして、復職の期間といふものは、これは二年ではないと思ひますけれども、しかし今度の場合には、私はその点の問題から、労働関係については特別の処置があつてかかるべきだと、こう思ひうわけであります。政府としてはどう考へておられるか、この二点についてお伺いいたしておきます。

○政府委員(赤城宗徳君) 行政犯といいますか、國家公務員が、あるいは国家公務員法、あるいは公労法によつて懲戒等を受けている者に対する復権といいますが、そういうことをするかどうかといふことは、一般的にあります。が、しかしながら、それでも行なわれた場合に、罪の軽重といふものは、私はその国の一つの政治のモラルの問題と関連して、選挙違反等を含む方針を決めていたと聞いており、この判決には協力態勢をとつて、この結果といふのは、私はまあ第二に求刑をされ、それから判決をするまでに通常相当長い期間かかるわけですね。その間まあ慎重審議を

あるいは道徳的なものであり、まあお選挙そのものが道義的なものであり、選挙が行われるべきものだということは、一般良識なのであります。が、しかしながら、それでも行なわれた場合に、罪の軽重といふものは、私はその国の一つの政治のモラルの問題と関連して、選挙違反等を含む方針を決めていたと聞いており、この判決には協力態勢をとつて、この結果といふのは、私はまあ第二に求刑をされ、それから判決をするまでに通常相当長い期間かかるわけですね。その間まあ慎重審議を

あるいは道徳的なものであり、まあお選挙そのものが道義的なものであり、選挙が行われるべきものだということは、一般良識なのであります。が、しかしながら、それでも行なわれた場合に、罪の軽重といふものは、私はその国の一つの政治のモラルの問題と関連して、選挙違反等を含む方針を決めていたと聞いており、この結果といふのは、私はまあ第二に求刑をされ、それから判決をするまでに通常相当長い期間かかるわけですね。その間まあ慎重審議を

あるいは道徳的なものであり、まあお選挙そのものが道義的なものであり、選挙が行われるべきものだということは、一般良識なのであります。が、しかしながら、それでも行なわれた場合に、罪の軽重といふものは、私はその国の一つの政治のモラルの問題と関連して、選挙違反等を含む方針を決めていたと聞いており、この結果といふのは、私はまあ第二に求刑をされ、それから判決をするまでに通常相当長い期間かかるわけですね。その間まあ慎重審議を

あるいは道徳的なものであり、まあお選挙そのものが道義的なものであり、選挙が行われるべきものだということは、一般良識なのであります。が、しかしながら、それでも行なわれた場合に、罪の軽重といふものは、私はその国の一つの政治のモラルの問題と関連して、選挙違反等を含む方針を決めていたと聞いており、この結果といふのは、私はまあ第二に求刑をされ、それから判決をするまでに通常相当長い期間かかるわけですね。その間まあ慎重審議を

総理府の中に二十二三の各種審議会があることは調査会等があります。さらに今度五つのものが加わると合計二十八の審議会及び調査会を持つことになる。それで毎日この種の調査会あるいは審議会が開催されるとは思いませんが、現在の総理府の機能からいって、果して二十人に及ぶ審議会及び調査会の運営が、果して可能であるかどうか。そのことを現在の総理府の実態に微してます第一番にお尋ねをしておきます。

○政府委員(松野頼三君) 第一の御指摘は、本日先ほどの委員会で答弁をいたしましたのは、国家公務員法第二十八条によりまして「国会及び内閣に適當な勧告をしなければならない」ということで、御指摘通りであります。もう一点「人事院は、人事行政の改善に關し、関係大臣その他の機関の長に勧告することができる。」この二点を合せて実は申し上げましたので、多少混同はいたしましたが、給与に關しましては、国会及び内閣に勧告すべきであるという条文を適用することが妥当だと存じます。ある程度混同いたして答弁いたしましたから、この際明確に訂正いたします。

第二の問題は、御説のように、総理府にはたくさんの附屬機関がございまして、人員から申しましても能力から申しましても必ずしも満足ではございません。しかし、行政の能率化と申しますか、なるべく定員、人員をふやさずにして各省ともにやるうといふ内閣の方針に沿いまして、相当オーバーロードではございますが、万全を期してやつております。これが完全とかと言われば、完全だとは申せませんが、運営できないわけでもございま

せんので、せいぜい努力してやつております。

○森中守義君 この審議会あるいは調査会といふようなものが、一面、非常見方も、成り立つのは成り立つのです。しかし、実際問題としては、やは

りこういう行政に必要なことを調査するということは、当然、これは国の行政機関の権能の範囲にあるべきだと私は思う。にもかかわらず、次から次へ、審議会、調査会といふものが毎国会ことに増加、拡大されていくということは、いささか、言葉を詰めて言うならば、今日政府の中に行政能力を欠いておる、こういう極論を私はできぬことはないと思う。従つて、行政能力がないから調査会あるいは審議会といふものを作らうといふのか、あるといふのもを作らうといふのか、ある

ことはまた、一面の見方である行政の民主化、より広範な各界の意見を聞いて、行政のあやまちを聞きたいと思う。従つて、行政能力がないから調査会あるいは審議会といふものを作らうといふのか、そのいずれをさしていふのか。この点も、こういう問題の基本的な問題でありますから、一応ただしておきたいと思います。

○政府委員(松野頼三君) お説のことく、第一に実は民主化でありまして、公務員法の精神も、行政の民主化として、人員から申しましても能力から申しましても必ずしも満足ではございません。しかし、行政の能率化と申しますか、なるべく定員、人員をふやすにすべて各省ともにやるうといふ内閣の方針に沿いまして、相当オーバーロードではございますが、万全を期してやつております。これが完全とかと言われば、完全だとは申せませんが、運営できないわけでもございま

ざいません、能力が絶対にあつて非常にいいのだとも言いませんけれども、これはまあ相対的な議論として残りますので、私たちは、やはり行政の民主化ということを前提にして審議会、調査会といふものを運用いたしております。

○森中守義君 大へん言葉を返すようですが、なるほど、今公務員法を例にとられたのですが、これの基本となるのは、行政組織法の八条によつたものなどこう思ひます。しかし、そういう法律の保障条項がある限りにおいては、幾ら作らうとも、これはあながち法違反ということにはなりません。しかし、問題は、たびたび調査会あるいは審議会といふものを作つて、答申が行われたあとで、答申の扱いはどうなるか。あるいはその間における、ある審議会、ある調査会に付託をされている案件が、答申が出るまでの間にどういふように行われているか、こういうのがかなり問題になつてくるのです。たとえば申し上げるならば、総務長官の所掌である例の公務員制度調査会、これが昨年あるいは二年も、この委員会において、すでに一昨々年の十一月に、制度調査会の答申が出たではないか。そこで、社会保障制度の問題、その他、公務員の給与等各種の案件について、なぜ政府は明快な態度をもつて国会に臨まないのか、こういう質問を私はしたことあります。ところが、

○政府委員(松野頼三君) 調査会、審議会が非常によく運営されて、その答申が出来まして、それが直ちに行政及び立法に行えますならば非常に政府としてもやりやすいわけであります。作りました以上は、その答申を最大限に尊重するつもりで、公務員法の改正の答申もある程度提出しておりますから、その通りに成案を得るならば、これは非常に尊重しやすいのであります。その場合にもやもいたしまして人事院との関連において、人事院が必ずしも一致した意見を出さない、行政官同士の意見の相違点もござります。なおそれ以外に一つ問題になつてきますのは、やはり各審議会なり調査会に事務局といふものが置かれている。ところが、各省がおのおのの設置法あるいは組織令等によって官制を持っています。ところが、そういう官制を出し抜いてこの調査会あるいは審議会等においては、すべて事務局にいわゆる公務員である行政官を配置されて任務につかせておるということは、やはり組織法等に違反する可能性も十分にある。こういったようなことを私は、こういふ審議会なり調査会の一つの根本的な問題として考えざるを得ないのであります。

○森中守義君 従つてこういう問題に対しても、なにか問題がある、あるいは必ずしも順調にその答申通りには通らないといふことが明確な場合には、二年前に答申が出ましたても、いまだにその機の熱するを待つ以外に実はございません。あくまで審議会、調査会は諮問でありまして、それに答える調査会、審議会であつて、行政権もなければ、あるいは審議権もないのでありますから、おのずからやはり民主化的な意味



いか、こういふうに考えまして、そ  
ういふ任意的な、あるいは短期なもの  
など整理して国会に出すことにいたし  
たものですから、形の上では審議会が  
ふえるということあります。が、そ  
うすることにする前に、任意的なものと  
か、非常に短期な臨時的な審議会、調  
査会等は整理いたしまして、実質的に  
は減らしておるのあります。国会に  
正式に行政組織法第八条によつて出し  
たものは、御指摘のようにふえており  
ます。

それから第二の、農業問題につい

○森中守義君

大へん官房長官苦しい

答弁のようですが、もう一つ聞かして

下さい。私は、今官房長官の答弁を承

わっていると、何かしら社会の趨勢、

五種類の審議会、調査会がある、今度ま

必要とする時期に到達をしたとは思え

ない。こういうよろ見方をしていくため  
に御了承願いたいと思います。

こと、あるいはやらなかつたといふこと  
ではなく、より深くやつしていくため  
に基本問題の検討をする調査会を置く  
ことを考えております。無能力だといふ  
こと、あるいはやらなかつたといふこと  
ではなく、より深くやつしていくため  
に御了承願いたいと思います。

○森中守義君 大へん官房長官苦しい  
答弁のようですが、もう一つ聞かして  
下さい。私は、今官房長官の答弁を承  
わっていると、何かしら社会の趨勢、  
五種類の審議会、調査会がある、今度ま  
必要とする時期に到達をしたとは思え  
ない。こういうよろ見方をしていくため  
に御了承願いたいと思います。

五のいかなる審議会あるいは調査会の  
こと、あるいはやらなかつたといふこと  
ではなく、より深くやつしていくため  
に御了承願いたいと思います。

五のいかなる審議会あるいは調査会の  
こと、あるいはやらなかつたといふこと  
ではなく、より深くやつしていくため  
に御了承願いたいと思います。

五のいかなる審議会あるいは調査会の  
こと、あるいはやらなかつたといふこと  
ではなく、より深くやつしていくため  
に御了承願いたいと思います。

それから第二の、農業問題について  
は、農業の基本問題を調査する調査会  
等を作るについては、政府あるいは与  
党として、農業問題の基本といふもの  
についてあまり考えておらなかつたの  
じやないか、あるいは政策が不十分で  
あつたのではないかというお尋ねで  
す。実は農業問題につきましては非常  
に関連も多いし、問題としても非常に  
深いといいますか、重大な問題と思つ  
ております。でありますので、政府と  
いたしましても、戦後におきましても  
農地改革等を経て、農業政策を推進し  
て参つたのであります。が、その基本の  
進め方ということにつきまして、なか  
なか簡単に解説のできない問題もあり  
ます。御承知のように、日本の農業は  
零細農の実態でありまするので、これ  
を基本として農業をやっていく上にお  
きまして、根本的に考えなければなら  
ない問題もあると思います。決して政  
府が農業問題について基本的な考え方  
ませんけれども、より深く、現実に、  
今、こども来年に実現できない問題で  
あるとしても、基本的に日本の農林水  
産業をどういふうに持つていくかと

答弁のようですが、もう一つ聞かして  
下さい。私は、今官房長官の答弁を承  
わっていると、何かしら社会の趨勢、  
五のいかなる審議会あるいは調査会の  
こと、あるいはやらなかつたといふこと  
ではなく、より深くやつしていくため  
に御了承願いたいと思います。

○森中守義君 大へん官房長官苦しい  
答弁のようですが、もう一つ聞かして  
下さい。私は、今官房長官の答弁を承  
わっていると、何かしら社会の趨勢、  
五のいかなる審議会あるいは調査会の  
こと、あるいはやらなかつたといふこと  
ではなく、より深くやつしていくため  
に御了承願いたいと思います。

○森中守義君 大へん官房長官苦しい  
答弁のようですが、もう一つ聞かして  
下さい。私は、今官房長官の答弁を承  
わっていると、何かしら社会の趨勢、  
五のいかなる審議会あるいは調査会の  
こと、あるいはやらなかつたといふこと  
ではなく、より深くやつしていくため  
に御了承願いたいと思います。

○森中守義君 大へん官房長官苦しい  
答弁のようですが、もう一つ聞かして  
下さい。私は、今官房長官の答弁を承  
わっていると、何かしら社会の趨勢、  
五のいかなる審議会あるいは調査会の  
こと、あるいはやらなかつたといふこと  
ではなく、より深くやつしていくため  
に御了承願いたいと思います。

○森中守義君 大へん官房長官苦しい  
答弁のようですが、もう一つ聞かして  
下さい。私は、今官房長官の答弁を承  
わっていると、何かしら社会の趨勢、  
五のいかなる審議会あるいは調査会の  
こと、あるいはやらなかつたといふこと  
ではなく、より深くやつしていくため  
に御了承願いたいと思います。

いろな意味においてある程度高度化された日本の経済の中に日本の農業が取り組むことはならないという総合、総体的な意味において、この時期にこの問題を取り上げるべき時期が来たといふのであります。過去のものが全然基本がなかつたというよりも、より以上に日本の農業がそこに根を張らなければならぬ周囲の情勢が来たと私は提案で考えております。なお、たくさんの委員会がございますが、同時にこの国会について先日提案いたしました傷病恩給の一部改正の問題は、実は調査会の機能を発揮していただいておられます。そのほかに特殊土じよう、離島振興といふものもござりますが、これは本年度の予算で相当働いていただけ審議会といふものをやめました。もう一つ、春対策審議会も一応対策としてございました。今回やめましたものは、宿舎を置きました。今回やめましたものは、宿舎で働いていたいたものもござります。

いましてこの国会に御審議を願うわけでありまして、これは確かに審議会が調査会の機能を発揮していただいております。そのほかに特殊土じよう、離島振興といふものもござりますが、これは本年度の予算で相当働いていただけ審議会といふものをやめました。もう一つ、春対策審議会も一応対策としては、やめたらどうだとある程度考えましたけれども、これは逆に、春対策は存続した方がいい、そういう御意向が強く、これは廃止せずに今回存続いたしましたけれども、これは逆に、春対策は存続した方がいい、そういう御意向が強くなしに、議会からの御意向もございました。かように私の方は何もかもふやしたりといふのではなくに、これはやはり一つの、削減は政府だけの考えもありましても、政府がただ行政上必要だからこれをふやすのだ、減らすのだとございましょう。そういう意味で、あるものは残し、あるものはふやすのであります。政府がただ行政上必要だからこれをふやすのだ、減らすのだとございましょう。それが、全部が全部機能を停止しておるわけでもございません。あるものは機能を最大限に

發揮しておらないものもございますけれども、全部が全部眠つておるわけではありませんで、つい先般、社会保障はございませんで、つい先般、社会保障制度審議会からは国民年金の答申が出されました。これはこの国会に御審議をお願いしました。もう一つは、税制の審議会から答申をいただきまして、今回提出いたしました。同様に、全部が全部眠つておるわけではございませんで、一、二拾つて参りますれば、あるいは非常に目立つものもございませんで、どうぞ一つこの審議会の、悪い面もございましょうが、いい面も見ていただいて、御理解いただきたいと存じます。

○政府委員(赤城宗徳君) ただいま総務長官からお答えあつたから御了解願いたいと思いますが、審議会の答申でまだ実現しないものだけを見られるところ、森中さんのような見方もあると思いませんが、松野長官が答弁されました。よろしくお聞きください。お御意見の点もよく考慮いたしました。ささらに審議会を作る場合には慎重に検討したい、かように考えておりま

す。

○千葉信君 私はこの総理府設置法に關連して相当基本的な問題、一般的な問題もずいぶんあるようですが、何しろ目前に自然休会という現実があることを考えて、具体的な問題だけに限つて御答弁を一つ促したいと思います。

質問は主として総務長官の方に行うことになると存しますけれども、赤城官房長官にもぜひ聞いておいてもらわなければならぬことがあります。特にこの問題は、主として総務長官の方に行うことはどういうことか、といふと、今度総理府設置法で設けられる調査会の中に税制制度化されることになります。私はこの審議会もしくは調査会等がいつの間にか行政簡素化なんということは、選舉のための自民党の公約だといふが終れば大体新設されるものを含めて二百五十七あります。これはもう明らかに行政簡素化なんということは、選舉のための自民党の公約だといふが終れば大体新設されるものを含めて二百五十七あります。これはもう明ら

かに行政簡素化なんということは、選舉のための自民党の公約だといふが終れば大体新設されるものを含めて二百五十七あります。私はこの審議会もしくは調査会等がいつの間にか行政簡素化なんということは、選舉のための自民党の公約だといふが終れば大体新設されるものを含めて二百五十七あります。私はこの審議会もしくは調査会等がいつの間にか行政簡素化なんということは、選舉のための自民党の公約だといふが終れば大体新設されるものを含めて二百五十七あります。私はこの審議会もしくは調査会等がいつの間にか行政簡素化なんということは、選舉のための自民党の公約だといふが終れば大体新設されるものを含めて二百五十七あります。私はこの審議会もしくは調査会等がいつの間にか行政簡素化なんということは、選舉のための自民党の公約だといふが終れば大体新設されるものを含めて二百五十七あります。私はこの審議会もしくは調査会等がいつの間にか行政簡素化なん

に、調査会、審議会を作るにつきましては、各省においても相当検討した上に、また行政管理庁とも協議をし、全部が全部眠つておるわけではありませんで、つい先般、社会保障制度審議会からは国民年金の答申が出ました。これはこの国会に御審議をお願いしました。もう一つは、税制の審議会から答申をいただきまして、今回提出いたしました。同様に、全

ては、各省においても相当検討した上に、また行政管理庁とも協議をし、全部が全部眠つておるわけではありませんで、つい先般、社会保障制度審議会からは国民年金の答申が出ました。これはこの国会に御審議をお願いしました。もう一つは、税制の審議会から答申をいただきまして、今回提出いたしました。同様に、全

ては、各省においても相当検討した上に、また行政管理庁とも協議をし、全部が全部眠つておるわけではありませんで、つい先般、社会保障制度審議会からは国民年金の答申が出ました。これはこの国会に御審議をお願いしました。もう一つは、税制の審議会から答申をいただきまして、今回提出いたしました。同様に、全

ては、各省においても相当検討した上に、また行政管理庁とも協議をし、全部が全部眠つておるわけではありませんで、つい先般、社会保障制度審議会からは国民年金の答申が出ました。これはこの国会に御審議をお願いしました。もう一つは、税制の審議会から答申をいただきまして、今回提出いたしました。同様に、全

ては、各省においても相当検討した上に、また行政管理庁とも協議をし、全部が全部眠つておるわけではありませんで、つい先般、社会保障制度審議会からは国民年金の答申が出ました。これはこの国会に御審議をお願いしました。もう一つは、税制の審議会から答申をいただきまして、今回提出いたしました。同様に、全

措置をもつて廃止する予定でござります。従いまして、あとに残りますのが原爆被害対策に関する調査研究連絡協議会というものが残るわけでございますが、なお税問題は今回法案として提出いたしましたので、それは總理の答弁の通り法律によつてこれをはつきり明記いたしました。

○千葉信君 この席上で廃止をするということを明言された以上、その約束は直ちに実行するようにしてもらわなければならんし、それがまた政府の責任だらうと思うから、その通りこれは私は要請しておきます。しかし今の答弁のはかにもう一つみつまた需給協議会、これもあります。これは總理と会、これもあります。これは總理とお尋ねしたいことは、政府は、今回たとえば治山治水対策審議会等々これは國家行政組織法に違反するといふ立場から、存続するものははつきり立法化するか、さもなければこれは必要ないから廃止するといふ御方針のようですが、そななりますと結論として、私がかつての委員会においても常に申し上げたよろに、閣議決定に基いてこういふ懇談会、審議会等を設置することは法律上誤まりだということを政府の方ではつきりお認めになつたと了解してよろしくござりますか。

○政府委員(松野穎三君) これは私の所管ではございませんので、行管の方の大半の所管かと存じますが、私たと協議した結果、違反といふよりも不明確であるから、この際明確にすべきだという連絡を私はいたたいておきました。

りまして、違反だといふ連絡よりも明確だから明確にしようといふ話して合意をして、この方針に沿つて私の方でやつております。その判断は行管長官のことです。ごぞいますから、私が違法かどうかといふことを答えるのはどうかと思いますが、私どもへの連絡では、そういう意味で私は作業を進めて参りました。

○千葉信君 今ここに行政管理庁の管理局長がおいでですか、あとからお尋ねすればわかるのですが、行政組織法の第八条にこうあるのです。「第三条の各行政機関」これは府省庁もしくは行政委員会等全部を含んでおります。その一切の行政機関では、前条の第七条「内部部局の外、法律の定める所掌事務の範囲内で、特に必要がある場合においては、法律の定めるところにより、審議会、または調査会、審議会または協議会、これは諮詢調査等を含んで、第三条に行政を担当する委員会以外のもの全部を指している。それを設置する場合には法律によると、こう書いてある。この法律の条文からいと、私は不正確だったといふ御答弁では容赦できない。この法律の条文を、今松野さんごらんになつてどう解釈されますか。

○千葉信君 ちょっと當時の連絡がございましたから、一応もう一度読み直してみます。「組織法第八条に違反することにはならない、こういふ結論になるわけですね。

○千葉信君 私はその点についていろいろ議論もありますけれども、先に進んで、今そのお読みになつたもの通りだということになりますと、たとえばその閣議決定に基いて設けられた審議会、調査会等における委員、顧問、参与等の場合には、その個人的な立場からの意見等を聞くものであるか

○千葉信君 政務次官、実は今閣議決定の審議会、調査会等の関係で、閣議決定で設けられた場合のこれらの委員、もしくは顧問、参与等は、個人的な立場からの意見等を聞くものだから、第八条にはあえて違反しないといふ見解だということ、疑義はあるけれども違反ではないと考えるといふ政府の御答弁がありました。行政管理庁としてはその点どう考えられるか。

○政府委員(濱野清吾君) この問題は、行政管理庁としてもいろいろ議論をしておつたことでございまして、組織法第八条を率直にといいますか、組織法第八条をごまかすために個人的な御議論がございまして、そういう議論のある機関はできるだけ是正したらいいじゃないか、こういう考え方で、立場からの意見等を聞くものであるか

○政府委員(濱野清吾君) その内容を自身機関意思を持つものである。「臨時何々委員」は、各省の顧問、参与の類と同じく、お願いした各委員の個人々々にいふ審議会は組織体であつて、それ

弁いたしまして、かえつて混乱を招くこともありますので、その辺は一つ私に本日は御勘弁願いたいと存じます。○委員長(永岡光治君) ちょっとと速記をとめて。「速記中止」

○千葉信君 そこで、官房長官にお伺いしますが、大体政府のこの国家行政組織法を主管する行政管理庁の方の見解は、今お聞きになつた通りですが、どうも政府省内では、必ずしも行政管理庁のそのすつきりした意見を聞こうとしない連中に、ちょいちょいあるようです。たとえば、今そこで御答弁に現行閣議決定で置かれている審議会等を廃止する方針のもとに、その具体的な実験も存するので、政府としては

い。たまたまそれらの委員が一定時に一定場所に集つても、これは全く意見を交換する側の便宜の問題である。従つて、これらの「何々委員」は直ちに組織法第八条に違反するものとは考えられない。もう一つは、「審議会を設置するのは法律によるべきことは、国家行政組織法第八条の規定するところであります。しかし民間の権威者の個々の意見を聞いたりするための懇談会または会議ともいべき性格のものは、必ずしもこれを法律によらなければ設けられないと解する」とはどうかと思ふ。「ただ、この種の措置については種々議論も存するので、政府としては現在閣議決定で置かれている審議会等を廃止する方針のもとに、その具体的な実験も存するので、政府としては

としない連中に、ちょいちょいあるようです。たとえば、今そこで御答弁に現行閣議決定で置かれている審議会等を廃止する方針のもとに、その具体的な実験も存するので、政府としては

としない連中に、ちょいちょいあるようです。たとえば、今そこで御答弁に現行閣議決定で置かれている審議会等を廃止する方針のもとに、その具体的な実験も存するので、政府としては

としない連中に、ちょいちょいあるようです。たとえば、今そこで御答弁に現行閣議決定で置かれている審議会等を廃止する方針のもとに、その具体的な実験も存するので、政府としては

としない連中に、ちょいちょいあるようです。たとえば、今そこで御答弁に現行閣議決定で置かれている審議会等を廃止する方針のもとに、その具体的な実験も存するので、政府としては

港湾労働問題審議会でも千円ずつ日当を支払っております。予算に組んで、ちゃんと支払っております。個人的な立場だとか、成規の機関ではないそういう審議会、調査会の委員等に対して、何を根拠にこういう手当を支払っているか、これははつきり法制化されたもの、法律によつて規定されたものならば、これは問題がありません。閣議決定でこうらものを設けているから、今申し上げたような問題が起る、ここにその支給した手当の問題についても、問題が起つてくるわけですね。そうして国家公務員法の第二条の第六項によりますと、国家公務員法に規定する一般職並びに特別職以外の職員を置いて、給料、賃金を支払つてはならぬと規定されております。いいですか、法律で規定された場合の委員、顧問等に対しても、これは一般職の職員になり、非常勤の一般職の職員になります。法律で規定されない閣議決定のそういう場合は、個人としての資格だと何かいう連中にその手当を支払つた場合には、これは正規の非常勤の職員ではありません。従つてこれは国家公務員法第二条の違反になります。第二条の違反になるということになると、国家公務員法の第一百十条によつて、そういう賃金給料を支払つたものは、三年以下の懲役十万円以下の罰金になります。だれがその責任を負いますか。官房長官が負いますか、總理が負いますか。

申しあげたように聞いておりませんので、予算には御指摘のように計上してござりますけれども、実際は使用しないわけあります。もし、かりに予算の通り支払つたということがありますれば、国家公務員法の第二条の第二項におましましては、「一般職員は、特別職に属する職以外の国家公務員の一切の職を包含する。」こうしたことになつておりますて、第三項では御承知のように、「特別職は、左に掲げる職員の職とする。」ということです、限定期に列挙いたしてござりますとから、従つて経済懇談会の委員といふものは、この三項の特別職の中には入らないということになるわけであります。入らないということになりますと、いふと、特別職以外の国家公務員はすべて一般職と、こうしたことになつておりますから、経済懇談会の委員といふのは、結局、非常勤ではあるが、一般職の国家公務員、こういろいろに解釈することになるのではないかと、こう思ひます。そういう地位において今の給与を支払う、こうすることになりますて、一条の第六項の「政府は、一般職又は特別職以外の勤務者を置いてその勤務に対し俸給、給料その他の給与を支払つてはならない。」ということの規定は適用を免れると、いうふうに読むのではないかと考えております。

いいんですよ。法律に基かない審議会、  
れば個人的に意見を聞くのだと、個  
人的に諸問をしているのだと、そ  
ういふは脱法行為をやつて設けてい  
る機関、その機関の委員、顧問等が、  
どうして一体特別職以外の一般職の職  
員に入るのです。一般職の職員に入る  
根拠は、明確に定員法の第一条にいう  
二ヶ月の期間をきめて雇用されるも  
の、それから国家公務員法第六十条の  
臨時採用者、これを含めて、常勤職員、  
もしくは常勤労務者、とはつきり規定  
があるじゃないですか。その他は全部  
常勤職員でござります。その常勤職員  
以外の一般職の職員といふのは、今申  
し上げた定員法による二ヶ月以内の雇  
用、毎日採用、毎日雇用、これに該当  
して、政府は成規の機関の委員、顧問  
の場合には、賃金、給料、手当を支払  
うことは可能でございます。その根拠  
のない審議会、調査会等の委員がどう  
して一体一般職に入るのですか。

あるわけございませんが、私どもいたしましては、これは非常勤の職である、こういう解釈で今予算に計上してありますものの給与支給の取扱いをいたしていきたいとかように考えておるわけでございまして、非常勤職員の給与につきましては、御承知のように一般職の職員の給与に関する法律の第二十二条で、その原則があるわけでございまして、一日につき三千円をとらない範囲内において、人事院の承認を得て各庁の長が手当を支給する、これによることになるわけでございます。  
○千葉信君 それだから、私はその根拠をお尋ねしているのですが、国家公務員法第二条の第六項に、これこれの特別職それから國家公務員法にいう一般職以外の職員を置いて賃金給料を支払ってはならぬと、こう規定してある。その規定に政府は違反した考え方で、これは顧問だ、これは委員だという格好で賃金、給料を支払っているじゃありませんか。それを支払つた根拠は、一体何かということを私はお尋ねしている。

○政府委員(鈴木俊一君) 今の二条の六項は一般職または特別職以外の者に給与を払つてはいかぬ、こういうことでございまして、今の経済懇談会の委員は先ほど申し上げましたように、これは一般職とこういふうに特別職との、第二条第二項との関係上、一般職と言わざるを得ない。従つて、一般職として非常勤でござりますから、給与法の第二十二条の適用がある、こういうふうに読んでおるわけでございます。

規の機関に勤務する職員もしくはそこに隨時に雇われる者、あるいは日ごとに採用される者、日を限つて採用される者、こういう者は一般職として非常勤職員として手当を払つてよろしい。そうではない脱法行為をやつて設けられた機関の職員がどうして一体公務員法に書う一般職に入るのかといふ、その根拠を私は聞いておる。

○政府委員(鈴木俊一君) 法的な解釈といたしましては、先ほど来申し上げております通りでございまして、それに特に加える点はないと思うのでございまして、御指摘のように、いろいろの問題を生ずる状況でありますから、今後はそういうことがないようにはつきりとして参りたいというのが政府の考え方でございます。

○千葉信君 時間の関係もありますから、これ以上深追いは避けますけれども、この問題の結論いかんによつては、さつき申し上げましたように、国家公務員法の百十条に違反する問題なんです。しかもそれは、百十条によりますと、第二条第六項に違反した者に対しては、三年以下の懲役十万円以下の罰金ということになるわけです。これは場合によると、赤城さんか岸さんは監獄に行かなければならぬ。そういうことの起らないよう、少くとも今後この行政組織上の問題としての調査会、審議会、特に残つているさつき廃止を約束されたようですが、そのほかにも、みつまた需給協議会といふようなものがあります。経済懇談会等については、予算もないし、最近あまり聞かれなかつたから、実際上は資金を支払つておらないところ言われますけれども、それなら例として申し上げてお

きますが、昨年の七月に設けられて十二月まで続いた税制審議会、ここでもはつきり、その委員の数は二十七名ですが、一日一人に対して七百円の賃金を支払っている。これは賃金もしくは手当もしくは顧問料、委員料という言葉が使われるかもしれない。しかも、それが二十三回開かれて、起草のための会議が四回開かれた。そのたんびに今申し上げた金が払われております。こうなりますと、憲法上の問題で今たどた騒いでおりますけれども、この問題を裁判所に訴えると、國家公務員法第二条違反で犯人が政府から出ますからね。そういうことの起ることを避けるためにも、一つこの際この調査会もしくは審議会等の問題の処理には、総務長官もそうですが、官房長官も一つ明確な態度で、次の国会にまた同じようないい處を約束してもらいたい。特行政管理庁の見解等も、行政組織上の問題については明確なその見解なり方針がはつきりしておるのであるから、一つ官房長官、総務長官から人々々個別にその決意と約束をこの際承わつて、その答弁がよければ、私はここで質問をやめてもいいです、いかがですか。

○政府委員(赤城宗徳君) 違法な審議会を設けて、違法な支出をしていたと考えておりませんけれども、再々千葉さんあたりから議論がありまして、よく検討してみると、疑いもないわけでもない。(笑声) こういうことで、こればかりでは困るということで、これがはつきりした方がいいんじゃないのか。行政管理庁とも相談して、整理すべきものは整理して疑いを受けないよ

うな態度で進む、こういうことで、今申しあげた金が払われておりますから、こうなりますと、憲法上の問題で今たどた騒いでおりますけれども、この問題を裁判所に訴えると、国家公務員法を適用するかどうかは人間院が認められるというある程度の一いつの幅がある。給与関係には、二十二条は、実は第二条の第四項の一般職に属する職にこれを適用するかどうかは人間院が認められるというある程度の一いつの幅がある。人事院の承認を得て三千円以下で、人事院の承認を得て三千円以下の方は承認を得なくても承認したと同じくは、各省の意見の調整ができるのに、その者は承認を得なくても承認したと同様な意味を持つといふ人事院規則ありますので、そういうものを実は関連して違法にあらずという方法をとつてあります。なお、千葉委員のただいまの質疑応答を聞いて参りますと、なお検討する要素はござりますから、私どももささらに次期国会までに検討いたします。あらためて明確にいたしたいと存じます。

○千葉信君 今の松野さんの答弁に、簡単に松野長官に伺いましたから、これはまたあらためて委員会で質疑することにして、きょうはこのくらいいにしておきます。

○八木幸吉君 簡単に松野長官に伺いますが、公共企業体審議会の答申事項の中に、公共企業体制度の改善として、公共企業体管理委員会の設置が勧告さ

れていますが、これはまだよいようですが、どういう理由ですか。

○政府委員(松野頼三君) 公共企業体の設置が勧告されおりますが、まだが、今までの御議論のように、私の方にお願いしますから、もう一度質問を行管針で千葉さんの御意向に従つていきたい、こう考えております。

○政府委員(松野頼三君) 構造改革の実現を図るに當り、法律で設けられました。法律で設けるものは法律で設けられますが、どうしてやらないのだと関係は、私の方より行管の関係じやなかやるとか、もう少しだれかが返事ができなくなつておらんと思うのですが、いかと思いますので、行管の政務次官がおりますから、もう一度質問を行管にお願いします。

○八木幸吉君 公共企業体審議会の答申事項として、公共企業体管理委員会の設置が勧告されおりますが、まだが、今までも御議論のように、私の方にお願いしますから、もう一度質問を行管にお願いします。

○八木幸吉君 お説の通り、その者は承認を得なくても承認したと同様な意味を持つといふ人事院規則で、人事院の方は、これこれこれの設置が行き惱んでいるというのが今日も実情だそうです。それで、兩

○八木幸吉君 前段の問題、政府のもう少し誠意ある答弁を……。

○政府委員(松野頼三君) 公共企業体の事務と庶務は、実は行管で扱つておりますが、その答申の内容は総理府に委員会を置けど、こういう答申の内

○八木幸吉君 私がこれを……。

○八木幸吉君 八木君、ちょっと待つて下さい。答弁があります。

○政府委員(松野頼三君) この委員会は、普通の審議会あるいは調査会と審議会の設置の必要性について質疑がありました。松野長官は審議会から答申が出れば、できるだけできるものはそれをやるように尊重しているといふお話をあつたんですけれども、こんな大騒ぎをして公共企業体の審議会ができるとして答申が出ておるのに、事務局から実はまだ聞いておりませんんで、答申の内容は総理府に委員会を置く

○八木幸吉君 請け出さないでください。

○八木幸吉君 速記をとめて下さい。

○八木幸吉君 今、行管の方から、民

うな態度で進む、こういうことで、今申しあげた金が払われておりますから、こうなりますと、憲法上の問題で今たどた騒いでおりますけれども、この問題を裁判所に訴えると、國家公務員法を適用するかどうかは人間院が認められるというある程度の一いつの幅がある。給与関係には、二十二条は、実は第二条の第四項の一般職に属する職にこれを適用するかどうかは人間院が認められるというある程度の一いつの幅がある。人事院の承認を得て三千円以下で、人事院の承認を得て三千円以下の方は承認を得なくても承認したと同様な意味を持つといふ人事院規則で、人事院の方は、これこれこれの設置が行き惱んでいるというのが今日も実情だそうです。それで、兩

○八木幸吉君 お説の通り、その者は承認を得なくても承認したと同様な意味を持つといふ人事院規則で、人事院の方は、これこれこれの設置が行き惱んでいるというのが今日も実情だそうです。それで、兩

○八木幸吉君 お説の通り、その者は承認を得なくても承認したと同様な意味を持つといふ人事院規則で、人事院の方は、これこれこれの設置が行き惱んでいるのが今日も実情だそうです。それで、兩

間人も入っていると仰せられたんだすけれども、五十人のうちで三人ぐらいいしか民間人が入つておりません。ですから、これはもうやめて、政府の方で、政府の懇談会か何かの形式にされるのがいいと思います。それだけ申し上げて質問を終ります。

○委員長(永岡光治君) 他に御発言もなければ、質疑は尽きたものと認めます。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(永岡光治君) 御異議ないと認めます。

それではこれより討論に入ります。

御意見のおありの方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。

なお、委員長のもとに、松岡平市君から、本案に対する修正案が提出されおりました。本修正の御意見は、討論中にお述べを願います。

○松岡平市君 総理府設置法の一部を改正する法律案、これには自由民主党は賛成でございます。賛成についての別段の理由をあげて討論はいたしませんが、この機会に、一部修正をする必要がございますから、修正案を提出いたします。

委員長その他委員各位のお手元に刷り物を差し上げておりますが、一応説明上げます。

総理府設置法の一部を改正する法律案に対する修正案

附則中「昭和三十四年四月一日」を「公布の日」に改める。これは申すまでもなく、すでに四月一日は経過いたしておりますので、法

律施行上変える必要があると思いますので、御了承願いたいと思います。

○委員長(永岡光治君) 他に御発言もなければ、討論は終局したものと認めます。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(永岡光治君) 御異議ないと認めます。

まず、松岡君提出の修正案を問題に供します。本修正案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(永岡光治君) 全会一致と認めます。よつて、松岡君提出の修正案は、可決されました。

次に、たゞいま可決されました修正部分を除いた原案全部を問題に供します。修正部分を除いた原案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(永岡光治君) 全会一致と認めます。よつて、総理府設置法の一部

を改正する法律案は、全会一致をもつて、修正すべきものと認決せられました。

なお、議長に提出する審査報告書の

作成につきましては、慣例により、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(永岡光治君) 御異議ないと認め、さよう取り計らいます。

総理府設置法の一部を改正する法律案に対する修正案

総理府設置法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案、特

別職の職員の給与に関する法律等の一

部を改正する法律案、防衛庁職員給与法等の一部を改正する法律案、以上三案を議題として、質疑を続行いたします。

○伊藤顯道君 私は午前に引き続いだ、総理府並びに人事院に対して、本案に対しての質問を続けたいと思いま

す。まず長官にお伺いいたしますが、御承知のように、公務員はかねてから職階制の給与体系には強く反対してきております。ところが、政

府におかれでは、この職階制の強い質

金体系がだいぶお好きと見えて、この点、非常に強調しておられるわけですが、一体、政府としては、この職階制

の給与体系を理想としておられるのかどうか、それに対するお考えを明確に

していただきたいと思います。

○政府委員(松野頼三君) 御意見は十

非については、いろいろ議論もございましょうが、今日まで、公務員法及び

その他につきまして、職階制といふの

のを認めて參つておりますので、急速にこれを廢止するというわけにも参りませんし、なお、当然、この問題が具

体化するならば、人事院で検討するべきものでありますので、政府がその前には是非を議論するには、やや早計かと存じております。

○伊藤顯道君 この改正案をしさいに

お検討いたしますと、先ほども一部

触れましたが、これは初任給引き上げではなくして、給料表の一部改訂、そ

ういう点が指摘できるわけです。現

在、給与表を基礎にして初任給を引き上げるためには、たとえば大学卒を一

回の問題があるけれども、ただ、人

事院の勧告だからやむを得ずこれを取り入れました。

○政府委員(松野頼三君) 人事院の

勧告でござりますから、妥当と考えていただきたいたいと思います。

○伊藤顯道君 そうしますと、今後

も、これは大事な問題だと思うんです

が、人事院も全知全能の神ではないの

もかんでも無条件にこれをのむとい

う態度で正を行は、そういうことを行うか、あるいはまた、今回のような措置でや

はならないと思うんです。前者であれば、全知全能の神である、そういう大前提に立つならこれは別問題ですが、人事

院でも、いろいろ不十分な点があります。

○伊藤顯道君 私は午前に引き続い

ば、先ほど申し上げた通り、今回のよ

うな要領でやるならば、今言つたよう

なことが、どちらか必ず行われなければ

ば、真の初任給引き上げとはならない

わけです。そういう点を明確にしてい

ただきたいと思います。

○政府委員(松野頼三君) 人事院の勧告をそのまま実は織り込んだわけでござります。

○伊藤顯道君 そこで重ねてお伺い

ます。しかし、一応この程度の勧告が

込んだわけでござります。

○伊藤顯道君 そこで重ねてお伺い

いたしますが、政府としては、この内容

については非常にりっぱなものだと

思つてこれを取り入れられたのか、だ

いぶ問題があるけれども、ただ、人

事院の勧告だからやむを得ずこれを取り

入れたのか、そのいずれか、明確にし

ていただきたいたいと思います。

○伊藤顯道君 そうしますと、今後

も、これは大事な問題だと思うんで

もかんでも無条件にこれをのむとい

う態度で従来も來たし、今後もそういう

態度だということであれば、これは非

常に問題だと思うんですが、人事院が

全知全能の神である、そういう大前提に立つならこれは別問題ですが、人事

院でも、いろいろ不十分な点があります。

○伊藤顯道君 それで、御質疑を続行いたしま

す。まず、松岡君提出の修正案を問題に供します。本修正案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(永岡光治君) 御異議ないと認めます。

まず、松岡君提出の修正案を問題に供します。

〔賛成者挙手〕

○委員長(永岡光治君) 全会一致と認めます。

よつて、総理府設置法の一部

を改正する法律案は、全会一致をもつて、修正すべきものと認決せられました。

なお、議長に提出する審査報告書の

作成につきましては、慣例により、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(永岡光治君) 御異議ないと認め、さよう取り計らいます。

総理府設置法の一部を改正する法律案に対する修正案

総理府設置法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案、特

別職の職員の給与に関する法律等の一

もかんでも無条件にこれをのむとい

う態度で正を行は、そういうことを行うか、あるいはまた、今回のような措置でや

はならないと思うんです。前者であれば、全知全能の神である、そういう大前提に立つならこれは別問題ですが、人事

院でも、いろいろ不十分な点があります。

○伊藤顯道君 さて、この問題は、人事院が

全知全能の神である、そういう大前提に立つならこれは別問題ですが、人事

院でも、いろいろ不十分な点があります。

了承していないと思う、非常に不十分だから了承していないと思いますが、かりに了承するとしても、残りの四一・一名の方が全然措置がとられないわけですが、これは同じ公務員、同一労働同一賃金という立場から見ても、まことに不合理きわまりない、どなたが見ても明確に指摘されるわけがあります。この点は一体どうするんですか。この間の格差については非常に割り切れないところを持つていると思うのです。

○政府委員(松野頼三君) 特に今回、人事院の勧告が、初任給を中心を置かれておる、特に初任給と民間の初任給との較差が非常に大きく、公務員としての適格者を、ある場合には、給与の較差が非常に大きいために、優秀な人材が得られない、こういう趣旨から、今回的人事院の勧告も、初任給の問題特に焦点が置かれたように考えますので、もちろん他の問題もございましょうが、今日緊急な問題として、さしあたり一番必要である初任給の問題に手を触れたという、その趣意もよく了解いたしまして、自後の問題や、なお、初任給を手直しするならば、おのずからいろいろな問題があることも承知いたしておりまして、人事院も今回は初任給にとどめたという趣旨は、さしあたり緊急なものに手を触れたという趣旨であろうと、政府としても、この点を予として今回この提案をした次第でございます。

給に繰り入れるという措置をとつたわけでございます。

○千葉信君

これは松野さんにも増子君にも申し上げておきますが、賃金給与の問題で一番原則的に考えなければならぬのは、公平にということと、その金額が適正であることが一番大事な条件だと思います。それが崩壊したりすると、それが適正でない場合には、そういう点が守られない場合には、むしろ能率の低下を来たすという現象も避けられない。そう簡単にはそういうことは起らぬと考えるかもしれませんけれども、やはり私はそういう原則的な点を十分に考慮してきめるべき筋合のものであるという点から、今回の初任給の手直しによって、昇給間差額並びに俸給額、同時に今回の暫定手当の本俸繰り入れに従つて生じた管理職者と管理職以外の者の不利益、こういふ点は私は今後の課題として、もう少し政府としては適正な措置を考えるべきだ。片方は人事院の勧告を丸のみした、片方は、他院のことをいうのは恐縮ですから避けてますけれども、これはは、いわゆる一級地のあとの半分が三月三十一日で、いわゆる無級地と一級地の調整がつくのが四月一日からでござります。なお、御趣旨の四月一日以降という言葉でありまして、以降だからもやはり適正、公平ということを念としなければならないということを考えますと、少し芸がなさ過ぎる提案だと私は言わざるを得ない。この点は一歩前進するところでは十分考えてもう必要があるということ、それから最後の質問は、暫定手当の本俸繰り入れの問題、この問題については三十四年の四月一日以降となつております。以降という言葉があつたから、以降なら

つでもいいじゃないかということになります。がもしれませんけれども、私はそういう言い方で、あまりに便宜的だ。そういう点から私は四月一日以降、大体そぞういう権利を保障する建前をとるべきだという国会の結論を尊重する立場が機械的で、あまりに便宜的だ。そういう点から私は四月一日からやつても、その不公平に目をつけつて、本俸繰り入れを敢行したという点から言えれば、私はやはりこれは国会の決定を尊重したといふことでしょうから、そういう尊重の態度からいければ私は四月一日以降といふ、この四月一日という期日を政府としてはもつと順守すべきだったと思うのですが、守らなかつた理由は、一体

どこに原因があるのか。多分政府としては財政上とか、予算上とかといふことを言われるかもしれません、その点一つ明確にここで政府の御見解を承りたい。

○政府委員(松野耕三君) 財政上の理由もあるでしようから、私はどんどん先に進めますが、政府の方では一体今回無級地等については一級地に引き上げて本俸に繰り入れるという措置を講じたが、残余の三段階等に対しても、政府はどういう考え方を持ちになつておられるか、どういう場所に解決しようといふ方針なのか、その点について承りたい。

○政府委員(松野耕三君) もちろん、順次この方針に沿つてこの相当額を本法に繰り入れるべきでございますが、来年、再来年と期限を切るわけでもございませんし、一応物価及び経済状況とも見合つて順次その方向に進みたいといたしまして、私はその諦めると、実は今回はその年の予算編成前に誓約するわけに参りましたが、方針としては順次この方向に進みたいという気持を持っておりま

す。

○千葉信君 初任給の是正の問題についても、暫定手当の処理の方針についても、私はどちらも人材多寡糾難している総理府並びに審議室の結論としてはどうもいただきかねる結論を出したので、この点は非常に不満なんですが、国会でこれを十分審議して、どう解決するかということを諮る機会があれば、私はその諦めると、いい機会だと考えたのですが、何しろ

○伊藤頭道君 それでは、あとに戻してごく要約して二、三質問続けたいと思うのですが、よろしいですか。

○松岡平市君 けつこうでございます。

○伊藤頭道君 それでは、あくまで時間の関係もござりますから、ごく要点的にお伺いしたいと思いますが、先ほど触れました五八・九%と四一・一%との間に

○委員長(永岡光治君) 進めて下さいます。

○伊藤頭道君 それでは時間の関係もござりますから、ごく要点的にお伺いしたいと思いますが、先ほど触れました五八・九%と四一・一%との間に、長官もまさしく不公平である、こういうふうにお考えになると思いますが、これは私どもから見ますと、どうしても内部分割を意図しているものだと、そういうふうに解せざるを得ないわけですね。そういうことが、一方では公務員制度の改悪ともつながつておる、こういうふうにも解釈するわけです。この点について明確にしていただきたい。

○政府委員(松野耕三君) 公務員制度の改正は、この給与の問題とは関連ございません。公務員の給与の問題は、人事院独自で今日の事情に合せて

政上の都合もあつたので、まん中の十月一日からにいたしましたので、あえて議論として四月一日からやつても、もちろんあの以降の趣旨に合います。

○千葉信君

じっくり論議をする機会もあるでしようから、私はどんどん先に進めますが、政府の方では一体今回無級地等については一級地に引き上げて本俸に繰り入れるという措置を講じたが、残余の三段階等に対しても、政府はどういう考え方をお持ちになつておられるか、どういう場所に解決しようといふ方針なのか、その点について承りたい。

○千葉信君 初任給の是正の問題についても、暫定手当の処理の方針についても、私はどちらも人材多寡糾難している総理府並びに審議室の結論としてはどうもいただきかねる結論を出したので、この点は非常に不満なんですが、国会でこれを十分審議して、どう解決するかということを諮る機会があれば、私はその諦めると、いい機会だと考えたのですが、何しろ

○伊藤頭道君 それでは、あとに戻してごく要約して二、三質問続けたいと思うのですが、よろしいですか。

○松岡平市君 けつこうでございま

す。

○伊藤頭道君 それでは時間の関係もござりますから、ごく要点的にお伺いしたいと思いますが、先ほど触れました五八・九%と四一・一%との間に、長官もまさしく不公平である、

○政府委員(松野耕三君) これは私どもから見ますと、どう

なり給与総体の問題もございますから、もちろん人事院とも相談いたしました。そこで御相談いたしながら総務省に賛成いたしました。そのようにございましたが、なるべくその誠意を表さないで、まん中の半年分にいたしました。も、給与の総合性から見てもおかしい

○千葉信君 じっくり論議をする機会もあるでしようから、私はどんどん先に進めますが、政府の方では一体今回無級地等については一級地に引き上げて本俸に繰り入れるという措置を講じたが、残余の三段階等に対しても、政府はどういう考え方をお持ちになつておられるか、どういう場所に解決しようといふ方針なのか、その点について承りたい。

○千葉信君 具体的には国会の結論についても、暫定手当の処理の方針についても、私はどちらも人材多寡糾難している総理府並びに審議室の結論としてはどうもいただきかねる結論を出したので、この点は非常に不満なんですが、国会でこれを十分審議して、どう解決するかということを諮る機会があれば、私はその諦めると、いい機会だと考えたのですが、何しろ

○松岡平市君 ただいま議題になりました三案につきましては、質疑を打ち切つて直ちに採決をするように動議を提出いたします。これは大へん無理な

○伊藤頭道君 それでは時間の関係もござりますから、ごく要点的にお伺いしたいと思いますが、先ほど触れました五八・九%と四一・一%との間に、長官もまさしく不公平である、

○委員長(永岡光治君) 進めて下さいます。

○伊藤頭道君 それでは時間の関係もござりますから、ごく要点的にお伺いしたいと思いますが、先ほど触れました五八・九%と四一・一%との間に、長官もまさしく不公平である、

○政府委員(松野耕三君) 公務員制度の改正は、この給与の問題とは関連ございません。公務員の給与の問題は、人事院独自で今日の事情に合せて



く、十億を上回る財源だと考えております。

○伊藤顯道君 時間の関係で、残念ながら、最後に一点だけお伺いしてやめたいと思いますが、先ほど千葉委員からも御指摘があつた暫定手当の点ですが、同一行政区域内における暫定手当の不均衡については、政府はいまだ何らの手を打っていないわけですが、これはどういうわけですか、これは早急に手を打たなければならぬことになつてゐる。

○政府委員(増子正宏君) 御指摘の点は、いわゆる同一市町村内における暫定手当の不均衡の問題と存じますが、この点は、確かに主として地方公務員の人事異動等におきまして困難な問題になつておるといふことは、私どもかねて承知いたしております。その点の対策を検討いたしておるわけありますが、先ほど総務長官からも申し上げましたように、また、十分御承知の通りに、無級地と一級地が今年の四月一日から同額の暫定手当といふことになりますので、同一市町村内に無級地と一級地があることによって不都合になります。私どもの調査によると、おりました地域の問題は解消するわけござります。逆に言ひますと、関係の地域のうち六割五分程度のものは、この不均衡の問題がなくなるといふわけござります。もちろん、その他の地域、約三割五分の地域におきましては、依然として問題は残るわけでございます。すなわち、二級地と三級市町村内にあるといふような場合でござります。

ざいます。これらの問題につきましても、いろいろと検討いたしております。ただ、非常にむずかしいと申しますのは、いわゆる一級地と四級地が町村合併等によりまして、同じ市になりました。依然として一級地であるといふことに大きくなつて参ります。そこで隣村の一級地をまた四級地に上げなければならぬといふように、いろいろと波及いたしてくるわけあります。そぞうの意味におきまして、暫定手当の、あるいは地域給の根本的な問題まで掘り下げる、この問題は容易に解決しないよう思われるわけござります。今後の暫定手当制度をどのような形で持つていつか、暫定といふことは、あくまで暫定なのであるから、これを全部本俸に入れまして、それで事務は済むかどうか、各地域の物価その他における地域差といふものも一方においては否定できない。その地域差に対する給付といふものを考えなければならぬといふことを考へなければならぬといふ意味で、今回はこの点を見合したわけでござります。

○伊藤顯道君 一點を括して討論に入ります。御意見のおありの方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。なお、委員長のもとに、松岡平市君から、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案に対する修正案が提出されております。本修正の御意見は、討論中にお述べを願います。

○松岡平市君 自由民主党は、三案いずれにも賛成でございます。ただし、三案のうち、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案に対する修正案を提出いたしましたが、今後さらに最大限の努力をして、すみやかにこの決議の精神に沿うべく、決議を尊重するよう強く要望申し上げて終りたいと存じます。

議の精神に沿うべく、決議を尊重するよう強く要望申し上げて終りたいと存じます。

共済法、定員法ともからんで、公務員に対する政府当面の攻撃、そういうふうに解せざるを得ない。第一に公務員がはげしく反対しておる現行の職階制と給与体系。この矛盾を部分的に一部緩和はしております。また、一率三千円アップ、こういう点と職階制の打破、こういう賃金要求をそらして組合員を分裂させる。そしてこの攻撃を期末手当の方に引き寄せようとするねらいが濃厚であるわけであります。

員制度等とからんでおります。また

一般的の職員の給与に関する法律案に対する修正案

一般職の職員の給与に関する法律案等の一部を改正する法律案に

共済法、定員法ともからんで、公務員に対する政府当面の攻撃、そういうふうに解せざるを得ない。第一に公務員

がはげしく反対しておる現行の職階制と給与体系。この矛盾を部分的に一部緩和はしております。また、一率三千円

アップ、こういう点と職階制の打破、こういう賃金要求をそらして組合員を分裂させる。そしてこの攻撃を期末手当の方に引き寄せようとするねらいが濃厚であるわけであります。

次のように修正する。

共済法、定員法ともからんで、公務員

に対する修正案

一般的の職員の給与に関する法律案等の一部を改正する法律案に

という点、これもまた加えて指摘せざるを得ない。次に遺憾に思う点は、一部昇給期間の短縮はやつておりますけれども、これは単に職階制を維持するためのものであつて、本格的な引き上げではない。また、昇給期間を一部短縮しておりますけれども、不当な昇給延期に対する不満を一部やわらげるといふことをあつてこの処置もしかもむずかの人にしか当てはめていないといふ点。

またさらに遺憾に思ふ点は、五%の暫定手当については、先ほど申し上げたように四月一日以降いつでもできるといふ規定にはなつておりますが、当然そういう規定のあるならば、公務員の期待に沿うべく四月一日さつそく実施してしかるべきであろう、そういうふうに考えておるわけです。また、夏季手当の〇・一五、なるほど、これは公務員の三ヵ月期末手当の要求、それにだいぶ近づいてきたわけで、その点は一応了解されるわけですが、そこで本格的ないふうな点からきわめて遺憾の意を表せざるを得ない。そこでこれを一言にして申し上げますと、この法案はあくまでもごまかしの法案であるといふことが一言に要約できると思ふわけです。そこで政府におかれることは公務員の強い要求である本格的の賃金引き上げといふことと、そして職階制給与体系の打破、こういう点に格段の努力をしていただきたいといふことを要望いたしまして反対の討論を終りたいと思います。

○委員長(永岡光治君) 他に御発言も

なれば、討論は終局したものと認めます。御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(永岡光治君) 御異議ないと認めます。

それではこれより採決に入ります。

まず、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送出)について採決いたします。

まず、松岡君提出の修正案全部を問題に供します。本修正案に賛成の方の拳手を願います。

【賛成者拳手】

○委員長(永岡光治君) 多数と認めます。よつて防衛庁職員給与法等の一部を改正する法律案は、多数をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、議長に提出する審査報告書の作成につきましては、慣例により委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

【賛成者拳手】

○委員長(永岡光治君) 多数と認めました。よつて、松岡君提出の修正案は可決されました。

次に、ただいま可決されました修正案を除いた原案全部を問題に供します。修正部分を除いた原案に賛成の方の拳手を願います。

【賛成者拳手】

○委員長(永岡光治君) 多数と認めます。よつて一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案は多数をもつて修正すべきものと認決せられました。

次に、特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送出)全部を問題に供します。本案を衆議院修正送付の原案通り可決することに賛成の方の拳手を願います。

【賛成者拳手】

○委員長(永岡光治君) 多数と認めます。よつて、防衛庁職員給与法等の一部を改正する法律案は、多数をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、大蔵省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院修正送付)全部を問題に供します。本案を衆議院修正送付の原案通り可決することに賛成の方の拳手を願います。

【賛成者拳手】

○委員長(永岡光治君) 多数と認めます。よつて、大蔵省設置法の一部を改正する法律案は、多數をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、大蔵省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院修正送付)全部を問題に供します。本案を衆議院修正送付の原案通り可決することに賛成の方の拳手を願います。

【賛成者拳手】

○委員長(永岡光治君) 多数と認めます。よつて、大蔵省設置法の一部を改正する法律案は、多數をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、防衛庁職員給与法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送出)全部を問題に供します。本案を衆議院修正送付の原案通り可決することに賛成の方の拳手を願います。

○委員長(永岡光治君) 多数と認めます。よつて、防衛庁職員給与法等の一部を改正する法律案は、多數をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、議長に提出する審査報告書の作成につきましては、慣例により委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

【賛成者拳手】

○委員長(永岡光治君) 多数と認めました。よつて、松岡君提出の修正案は可決されました。

次に、ただいま可決されました修正案を除いた原案全部を問題に供します。修正部分を除いた原案に賛成の方の拳手を願います。

【賛成者拳手】

○委員長(永岡光治君) 多数と認めました。よつて、大蔵省設置法の一部を改正する法律案は、多數をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

う従前の委員会において相当の質疑がなされています。なお御質疑がおありと考えますけれども、今皆様からお申されるとの線に沿つてこれが運営されるのでありますけれども、先般の議論修訂送付の原案通り可決することに賛成の方の拳手を願います。

○委員長(永岡光治君) 多数と認めます。よつて、大蔵省設置法の一部を改正する法律案は、多數をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

○委員長(永岡光治君) 多数と認めました。よつて、大蔵省設置法の一部を改正する法律案は、多數をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

す。よつて松岡君提出の修正案は可決されました。

次に、ただいま可決されました修正部を除いた原案全部を問題に供します。

修正部を除いた原案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(永岡光治君) 多数と認めます。よつて大蔵省設置法の一部を改正する法律案は多数をもつて修正すべきものと譲り受けられました。

なお、議長に提出する審査報告書の作成につきましては、慣例により委員長に御一任願いたいと存じますが御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(永岡光治君) 御異議ないと認め、さよう取り計らいます。

○委員長(永岡光治君) 次に、恩給法の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより本案の質疑に入ります。政府側の出席は松野総理府総務長官、八巻恩給局長、青谷恩給局管理官、以上であります。御質疑のおありの方は、順次御発言を願います。

○野本品吉君 法案自体につきましては私は別にどうこころあらまいませんが、ちょうど松野長官がおいでありますので、他の問題につきまして一質問しておきたいと思います。実は、私ども

の自民党の政策審議会で、昨年末いろいろこの種の問題について検討しております途上、退職した公務員で恩給や扶助料を受けておる者から、ぜひ恩給の支給の時期を年末にしてほしい。つまり十二月に恩給の支給ができるようにほしいという切実な要望があつたわけです。これは退職した者にとりましては、期末手当その他等もございませんので、年末資金的な意味で当然分を除いた原案全部を問題に供します。

たわけです。これは退職した者にとりましては、期末手当その他等もございませんので、年末資金的な意味で当然分を除いた原案全部を問題に供します。

修正部を除いた結果、われわれいたしましては当然かくあるべきだというこの要求だと想いますので、いろいろ研究しては当然かくあるべきだということをしましたが、そこで總理府の恩給局当局それから事務担当の郵政省の方等も来ていました。そこで、事務的に研究をし、直ちに実施すべきであるということの注文をつけたのですが、ときまた

をつけるのであります。これが年末に迫つており事務上きわめて困難であるということで話し合つておつたわけです。このことは予算的な措置も必要としませんし、法律の改正も必要としませんし、ただ支給に関する規則を改めさせすればできることなのです。私たちの話し合いの結果となりましたのは二月、四月、六月、八月、十月、十二月と偶数月にすればできることです。どうしてもそれができなければ

金の散布になりますので、大蔵当局とも打ち合せまして御意旨に沿うように再検討いたしたいと思います。

○野本品吉君 大へん親切な御答弁をいただきありがとうございます。私どももともといたしましては、このことが今年度から実施されますように、長官の大御努力をお願いいたしまして、私の質問を終ります。

○委員長(永岡光治君) 他に御発言もなければ、これにて本案に対する質疑は尽きたものと認めて御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(永岡光治君) 御異議ないと認め、さよう取り計らいます。

○委員長(永岡光治君) 次に、国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案、國家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律案、以上両案を一括して議題といたします。

○委員長(永岡光治君) 前回に引き続き質疑を行います。

〔速記中止〕

四月七日本委員会に左の案件を付託された。

一、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は一月二十六日)

一、特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は一月二十六日)

一、防衛庁職員給与法等の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は二月十四日)

○委員長(永岡光治君) 全会一致と認めます。

けならば、今日の編成予算で運営上の問題でありますから、できますけれども、ずっとすべてを繰り上げるという

ことになると、予算編成の技術的な問題で、二年間通算すれば同額であります。ですが、一年度の予算では多少欠陥が出てしまふことがあります。題で、二年間通算すれば同額であります。しかし、趣旨としては一月のものを十二月にもらいたいというお気持はわかりますが、これは郵政省が窓口でですから、郵政省の事務の問題で、一期

はしないか。趣旨としては一百億くらいの資本といしましても二百億くらいの資本の散布になりますので、大蔵当局とも打ち合せまして御意旨に沿うように再検討いたしたいと思います。

○委員長(永岡光治君) 御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(永岡光治君) 御異議ないと認め、さよう取り計らいます。

○委員長(永岡光治君) 次に、国家公

務員共済組合法等の一部を改正する法律案、國家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律案、以上両案を一括して議題といたします。

○委員長(永岡光治君) 前回に引き続き質疑を行います。

〔速記中止〕

四月七日本委員会に左の案件を付託された。

本日はこれにて散会いたします。

午後六時五分散会

○委員長(永岡光治君) 速記を起して。

本日はこれにて散会いたします。

午後六時五分散会

めます。よつて恩給法の一部を改正する法律案は、全会一致をもつて衆議院に付託は一月三十日)

一、行政機関職員定員法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は二月二十六日)

一、農地被買収者問題調査会設置法案(予備審査のための付託は二月十九日)

(予備審査のための付託は一月二十六日)

一、行政機関職員定員法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は二月二十六日)

一、農地被買収者問題調査会設置法(予備審査のための付託は二月十九日)